

平成28年1月26日

所属 市民人権局・市民生活部

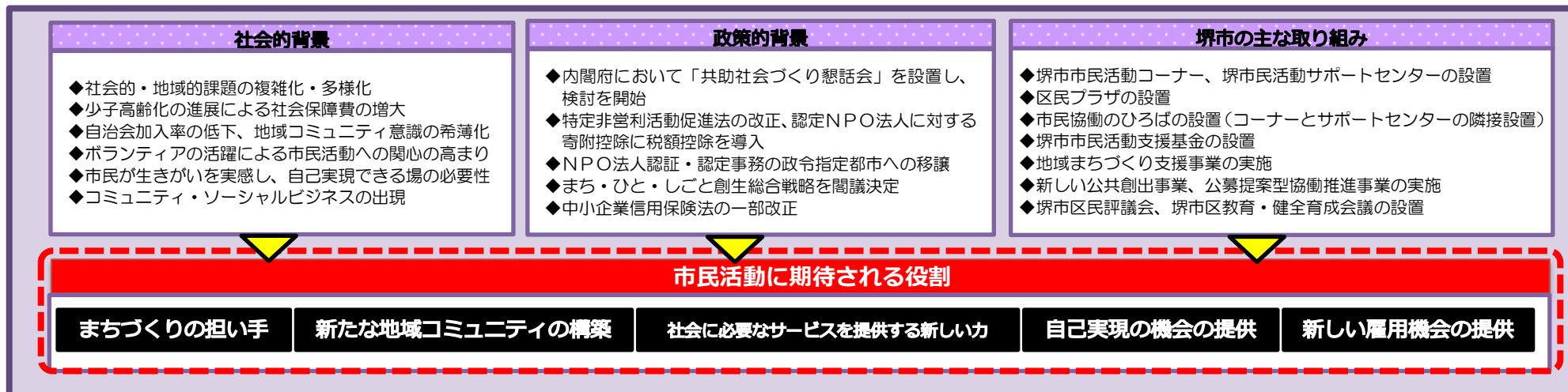
件名	堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針の改正（案）について
経過・現状 政策課題	<p><b>【経過】</b></p> <p>平成13年9月 「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」策定      平成15年3月 「市民活動団体との協働マニュアル」策定      平成22年5月 「市民参加ガイドライン」策定      平成23年5月 「協働推進チェックの手引き」策定      平成27年5月 「堺市NPO法人活動アンケート調査」を実施      平成27年11月 「市民活動に関する職員アンケート」を実施      平成27年11～12月 市民活動団体、企業、地域金融機関、大学への聴き取り調査を実施      平成27年11月 堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針懇話会を開催      ～平成28年1月      (計3回)</p> <p><b>【市民活動を取り巻く現状】</b></p> <p>○少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・複雑化など社会背景は大きく変化する中、地域的・社会的課題が顕在化しており、これらの課題への対応が必要となっている。      ○東日本大震災の経験から、地域の絆や人と人とのつながり、支えあいの重要性が再認識され、市民活動団体や協働のパートナー（市民、企業、地域金融機関、大学、行政）がそれぞれの役割を果たしながら連携し、公共の担い手として活躍できる社会の実現のための取組が期待されている。</p> <p><b>【市民活動を取り巻く課題】</b></p> <p>○市民活動に対する意識の醸成と参加しやすい環境の整備      ○市民活動団体の組織力の強化と信頼性の向上      ○多様な主体を結びつける仕組みの構築</p>
対応方針 今後の取組（案）	<p><b>【対応方針】</b></p> <p>これまでの「行政の考え方や方向性を示す方針」から、「自助、共助、公助の適切なバランスを取り、市民活動団体と協働のパートナーの取組姿勢を示すとともに行政が担う施策の方向性を示した方針」に改正し、さらなる市民活動の活性化を図る。</p> <p>《基本理念》      参加・自立・連携で創造する“おせっかい”が連鎖するまち      ～10年先もあなたが住み続けたいまちをめざして～</p> <p>《行政が担う市民活動促進施策の方向性と取組》      「市民活動への理解と参加の促進」      「市民活動団体の活性化と信頼性の向上のための環境づくり」      「多様な主体を結びつける仕組みの整備」      ※施策の推進については、毎年、事務事業の総点検により進捗管理を行う。また、市民活動団体及び協働のパートナーの活動状況については、定期的に実態調査等を実施し、状況把握を行う。</p> <p><b>【今後のスケジュール（予定）】</b></p> <p>平成28年2～3月 パブリックコメントの実施      平成28年3月 基本方針改正</p>
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動への理解と参加の促進</li> <li>・市民活動団体の活性化と信頼性の向上のための環境づくり</li> <li>・多様な主体を結びつける仕組みの整備</li> </ul>
関係局との政策連携	全局

# 堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針（案）【概要版】

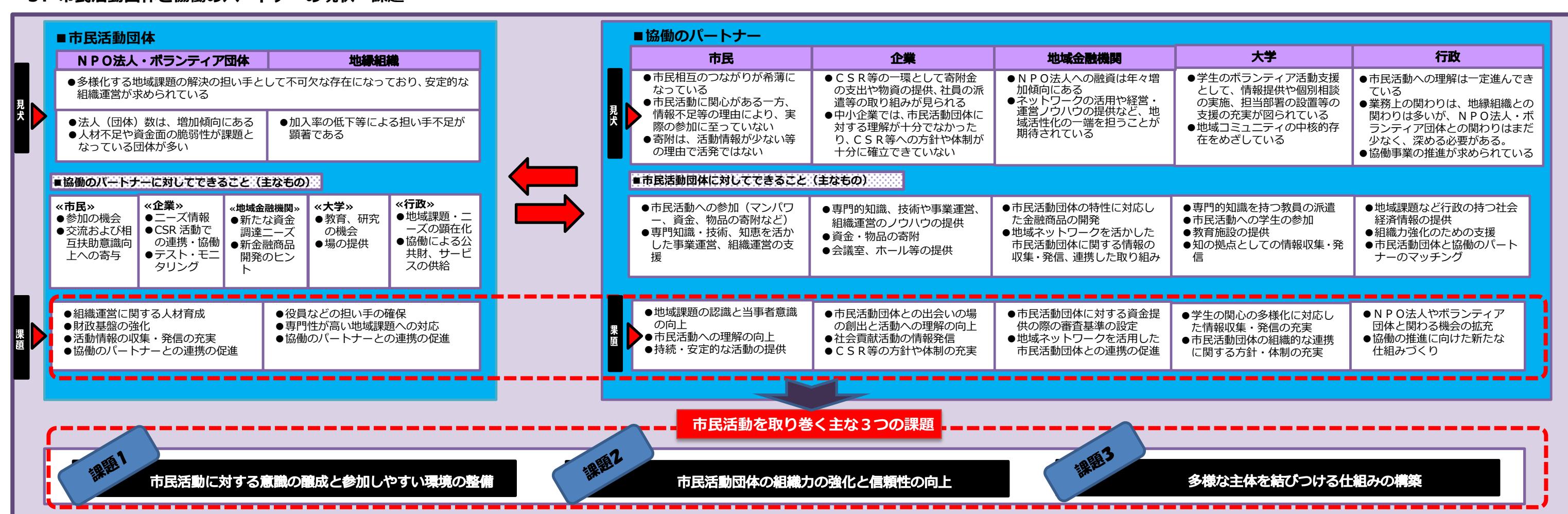
## 1. 基本方針改正の趣旨など

<b>趣旨</b>	本市の市民活動のさらなる活性化を図るため、行政施策の方向性や考え方を示す方針から、自助、共助、公助の適切なバランスを取り、市民活動団体と協働のパートナー（市民・企業・地域金融機関・大学・行政）の取り組み姿勢を示すとともに、行政が担う施策の方向性を示す。
<b>期間</b>	平成 28 年度～平成 37 年度（10 年間） ※必要に応じ適宜見直しを行う
<b>位置づけ</b>	本市の都市経営の基本戦略である「堺市マスタートップラン さかい未来・夢コンパス」を上位計画とし、さまざまな関係計画と連携を保ちながら推進

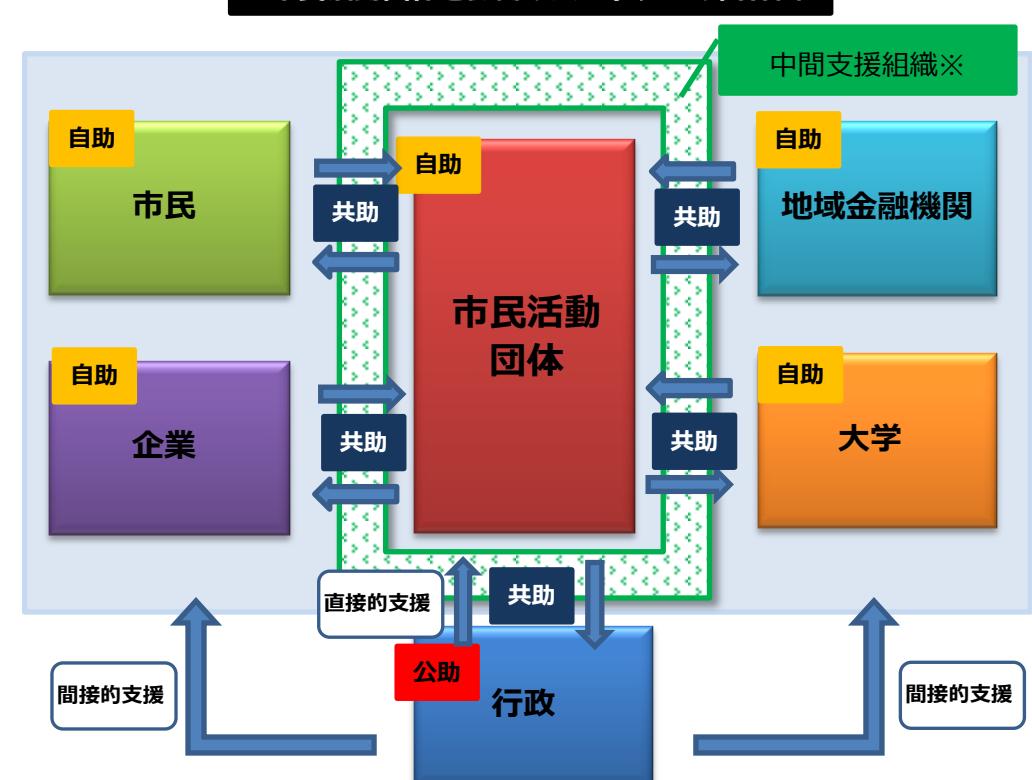
## 2. 市民活動の背景と期待される役割



## 3. 市民活動団体と協働のパートナーの現状・課題



市民活動団体と協働のパートナーの関係図



※中間支援組織とは、市民活動団体と協働のパートナーなどの間に立って、パイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織。

今後は市民活動全体の底上げを図るために、中間支援組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、主体を超えた中間支援組織同士の連携・協働の促進を進めていくことが求められている。

#### 4. 基本理念

### 参加・自立・連携で創造する“おせつかい”が連鎖するまち ～10年先もあなたが住み続けたいまちをめざして～

市民活動の促進を通じて実現する10年先のまちの姿

市民一人ひとりが市民活動への理解を深め、多くの人が市民活動に参加しているまち

市民活動団体が自立した組織運営を行い、新たなまちづくりの担い手として活躍しているまち

多様な主体の「連携と協働」が実現しているまち



#### “10年先のまちの姿”を実現するための取り組み姿勢

**市民**

- 市民活動の担い手として、積極的に市民活動に取り組む。
- 活動を通じて生きがいと社会的使命を見つけ、一人ひとりが地域課題解決の原動力となりうることを認識する。

**市民活動団体**

- 市民が市民活動に関心を持ち、活動に気軽に参加したり、団体運営に関わったりできるよう、団体や活動に対する情報を広く公開する。
- 協働のパートナーとの情報交換を密にするとともに、互いに連携して活動を行うなど、協働により得られる相乗効果ができるよう活動に取り組む。

**地域金融機関**

- 多くの市民活動団体に金融サービスを提供する。
- 地域の中で資金が循環する仕組みの一端を担い、まちづくり・地域活性化に取り組む。

**企業**

- 市民活動に積極的かつ直接的に関わるほか、企業の持つ専門性や組織力、豊富な資金や人的資源を活かし、市民活動に対する支援を進めること。
- 市民活動団体の特性を理解し、連携を深めながらCSRなどに取り組む。

**中間支援組織**

- 市民活動団体と協働のパートナーのつなぎ役として、中立的な立場で活動支援に取り組む。
- 中間支援組織同士の連携・協働に努めるとともに、協働推進のための研修や仕組みづくりに取り組む。

**大学**

- 将来の市民活動を担う人材を育成するとともに、大学の有する人的・知的・物的資源を活用し、地域の拠点として社会貢献活動を推進する。

**行政**

- 市民活動団体の先駆性や多様性、柔軟性を尊重し、その活動が円滑に行えるようネットワーク構築に向けた取り組みなど、活動に参加しようとする市民や市民活動団体に対し、必要な支援を行う。
- 行政職員の意識改革について全般的に取り組む。

#### 5. 行政が担う市民活動促進施策の方向性と取り組み

10年先のまちの姿を実現するために、行政が担う市民活動促進施策の方向性と主な取り組み

##### 方向性1 市民活動への理解と参加の促進

市民活動団体、協働のパートナーなど地域に関わるすべての人々が、市民活動への関心を高め、お互いの特性を理解したうえで、連携・協働に取り組むという意識の醸成を図ります。

<主な取り組み>

- ▶協働のパートナーの意識の醸成（新規）
- ▶次世代の市民活動を担う人材育成（新規）
- ▶市民参加の促進（拡充）
- ▶市民活動に関する情報の収集発信の強化（拡充）
- ▶市民活動の支援拠点の機能強化（拡充）
- ▶協働のパートナーとしての行政職員の意識改革と能力開発（拡充）

##### 方向性2 市民活動団体の活性化と信頼性の向上のための環境づくり

市民活動のさらなる活性化を促していくために、まずは市民活動団体自身が自立し、発展していくことが求められます。また、協働のパートナーとの連携強化のためには、市民活動団体の信頼性の向上が欠かせません。そのため必要な市民活動団体の組織力強化に向けた支援を行います。

<主な取り組み>

- ▶資金が地域でまわる仕組みの検討（新規）
- ▶行政情報や課題の積極的な提供による新しい地域課題解決への取り組み（新規）
- ▶市民活動団体の発展段階などに応じた支援の実施（拡充）
- ▶人材の育成（拡充）
- ▶コミュニティビジネスの推進（拡充）
- ▶自治会・町内会への加入促進（拡充）

##### 方向性3 多様な主体を結びつける仕組みの整備

市民活動団体と協働のパートナーがそれぞれの持つ強みを活かし、協働による取り組みを推進していくためには、それぞれの主体を結び付ける仕組みが必要となります。また、特定のテーマについて、多様な主体が連携・協働して取り組むための新しい仕組みづくりを検討していきます。

<主な取り組み>

- ▶大学に市民活動拠点を設置（新規）
- ▶各主体を結ぶ出会いの場の創出（拡充）
- ▶中間支援機能の強化（拡充）
- ▶協働事業の推進（拡充）

##### ●取り組みにあたって●

本市が実施する市民活動促進施策の推進については、事務事業ごとに計画立案（P L A N）、事業推進（D O）、評価（C H E C K）、改善（A C T I O N）からなるP D C Aマネジメントサイクルでの事業検証を行う。なお、市民活動団体と協働のパートナーの取り組みについては、定期的に実態調査等を実施し、状況把握を行っていく。

#### 参考資料編

- ・改正の経過
- ・堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針懇話会
- ・市民活動団体及び協働のパートナーへのヒアリング結果

# **堺市市民活動活性化（促進）に 関する基本方針【案】**

参加・自立・連携で創造する“おせつかい”が連鎖するまち

～10年先もあなたが住み続けたいまちをめざして～

平成28年3月

堺市

## 目 次

### **第1章 基本方針改正の趣旨など**

1 趣旨	1
2 期間	1
3 位置づけ	1
4 用語説明	2

### **第2章 市民活動の背景と期待される役割**

1 社会的背景	4
2 政策的背景	7
3 これまでの主な取り組み	7
4 市民活動に期待される役割	8

### **第3章 市民活動団体と協働のパートナーの現状・課題**

1 市民活動団体と協働のパートナーの現状・課題	9
2 市民活動を取り巻く3つの課題	17

### **第4章 基本理念**

1 市民活動の活性化における基本理念	18
2 市民活動を担う各主体の取り組み姿勢	19
3 連携・協働関係形成のための基本原則	19

### **第5章 行政が担う市民活動促進施策の方向性と取り組み**

1 行政が担う市民活動促進施策の方向性と取り組み	20
2 市民活動促進施策の取り組みにあたって	23

### **<参考資料編>**

1 改正の経過	26
2 市民活動活性化（促進）に関する基本方針懇話会	26
3 市民活動団体及び協働のパートナーへのヒアリング結果	27

## 第1章 基本方針改正の趣旨など

### 1. 趣旨

堺市では、平成13年に策定した「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」にそって、NPO法人をはじめとしたさまざまな団体が行う市民活動を支援してきました。

また、市民の自治意識が高まりを見せる中、NPO法人や地域で自主的な活動をする団体が増加し、地域の活力が生まれるなどの成果もあらわれてきています。

一方、「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」の策定から相当の期間が経過し、人口減少、少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・複雑化など社会背景は大きく変化する中、社会的課題・地域的課題が顕在化し、その課題の解決に向けて市民活動団体が市民、企業、地域金融機関、大学、行政（以下「協働のパートナー」という。）とともに連携して取り組むことが求められています。

さらに、阪神淡路大震災や東日本大震災などの経験から、地域の絆や人と人のつながり・支えあいの重要性が再認識され、市民活動団体と協働のパートナーがそれぞれの強みを活かしながら連携し、各主体が公共の担い手として活躍できる社会の実現のための取り組みが求められてきています。

そこで、これまでの市民活動を促進するための行政施策の方向性や考え方を示す方針から、自助、共助、公助の適切なバランスを取り、市民活動団体と協働のパートナーの取り組み姿勢を示すとともに、行政が担う施策の方向性を示した方針に改正しました。

新しい基本方針にそって各施策が実施されることによって、市民活動団体の活躍を促し、市民活動団体と協働のパートナーの相互理解や連携・協働が進むことをめざします。

### 2. 期間

平成28年度～平成37年度（10年間）

※社会経済情勢の大きな変化により市民活動を取り巻く環境が著しく変化した場合は、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

### 3. 位置づけ

都市経営の基本戦略である「堺市マスターplan さかい未来・夢コンパス」を上位計画とし、さまざまな関係計画と連携を保ちながら推進します。

## 4. 用語説明

### ◆市民活動

市民による自発的で公益性及び非営利性を有する活動

ただし、次に該当する活動は、含めないこととする

- ① 宗教上の教義を広め、信者の教化・獲得を主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進、もしくはそれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職の候補者、もしくは公職にある者又は政党を推薦、もしくはそれに反対することを主たる目的とする活動

### ◆協働

それぞれの立場や特性を認め合い、共通する課題の解決や目的の実現に向け、社会ニーズに沿ったサービスを提供するなどの協力関係

### ◆協働のパートナー

市民、企業、地域金融機関、大学、行政

### ◆市民活動団体

市民活動の定義による市民活動を行う団体（右図参照）

### ◆市民

市内に居住、通学、通勤する個人や市内で事業活動や公益活動などを行っている個人

### ◆企業

営利を目的として、経済活動を継続して実施する組織など

### ◆地域金融機関

地域住民、地元企業及び地方公共団体などに対して金融サービスを提供することを主業務とする、地域に根付いた金融機関のこと

### ◆大学

大学（大学院の研究科を含む）、短期大学など

### ◆行政

国及び地方公共団体

### ◆N P O

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称でさまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

### ◆特定非営利活動法人（N P O法人）

特定非営利活動促進法に基づいて、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法に定めるところにより設立された法人

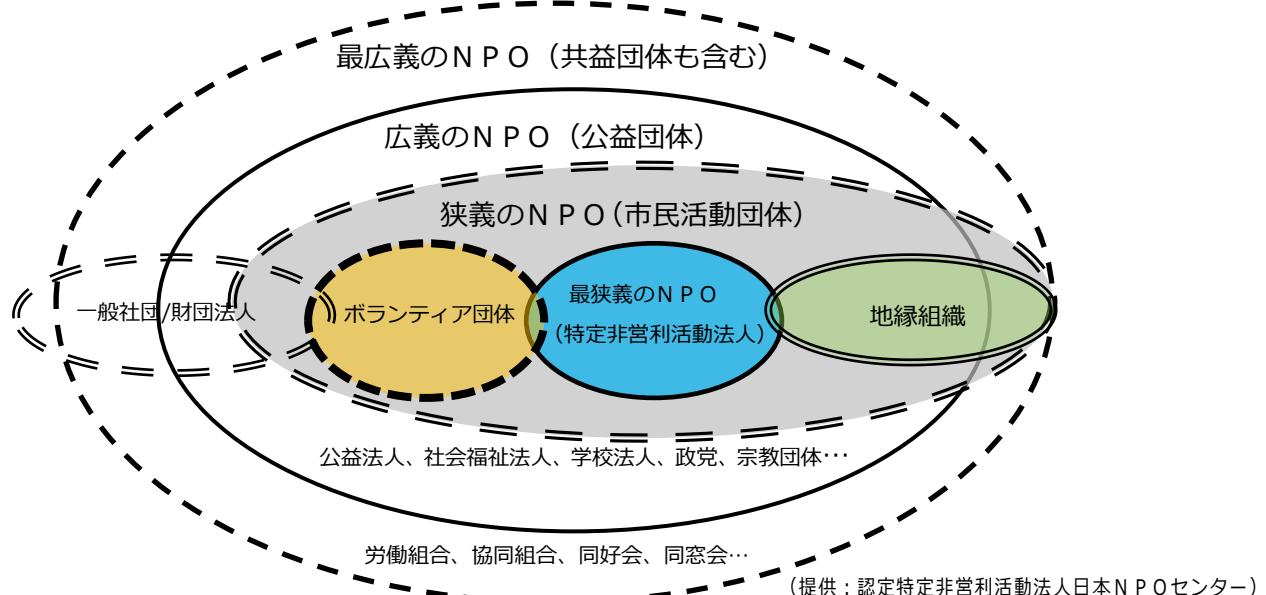
### ◆ボランティア団体

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う団体

### ◆地縁組織

一定の区域に住んでいる人で構成される団体で、良好な地域社会の維持や形成のために地域的な共同活動を行う団体

### 多様なNPOと定義上の関係 (※狭義のNPOが本方針における市民活動団体の範囲)



### ●○本方針における「市民活動団体」の位置づけ○●

本方針では、上図に示す、「特定非営利活動法人」と「ボランティア団体」そして「地縁組織」を「市民活動団体」として扱います。

「特定非営利活動法人」と「ボランティア団体」は特定のテーマ（福祉、教育、環境など）を持ち団体の目的、ミッションに賛同した市民が組織化、運営している組織です。一方、「地縁組織」は複数のテーマを持ち、特定の地域に居住する市民が自発的に参加し、その地域の持続的発展のために運営されている組織です。

このように両者の性格は異なりますが、本方針では両者はともに、「市民による自発的で公益性及び非営利性を有する活動」を展開していることから「市民活動団体」と位置づけました。

### 【特定非営利活動法人の「非営利」って？】

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）は、「非営利」だから利益を出してはいけないと誤解される方もいますが、NPO法人も事業などを通じて利益を上げることができます。

ただし、利益が出てもスタッフや会員など、関係者で利益を分配してはならず、事業を通じて出た利益はその法人の社会的な活動に使うものとされています。

なお、労働の対価として支払われる給与は、経費の一部とされ、利益の分配にはなりません。

NPO法人が取り組む課題には、無給スタッフだけでは解決できない問題も多く、そうした問題に継続的に取り組むには有給スタッフの確保も重要です。そして、そのためにも事業を成功させ利益を出していくことは、法人の活動を発展させていくうえで大切なことです。

## 第2章 市民活動の背景と期待される役割

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小のみならず、深刻な人手不足による経済の疲弊や医療・介護問題、頻発する災害への対応、グローバルな競争との直面といった課題が山積しています。一方地域に目を向けると、自治機能の過減化やコミュニティ意識の希薄化などといった課題が拍車をかける状況になっています。このような、課題の多様化・複雑化により、従来のような行政中心の取り組みだけでは、さまざまな面で対応に限界が見られるようになってきました。

また、これらの課題に対応していくため、まずは全ての人々の間でこれらの状況を認識・共有したうえで、地域の特性に応じた取り組みを進めていくことが求められています。そのためには、支援する・支援されるといった一方的な関係や他者への依存ではなく、互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、共に課題を解決していくという共助が必要不可欠となっています。

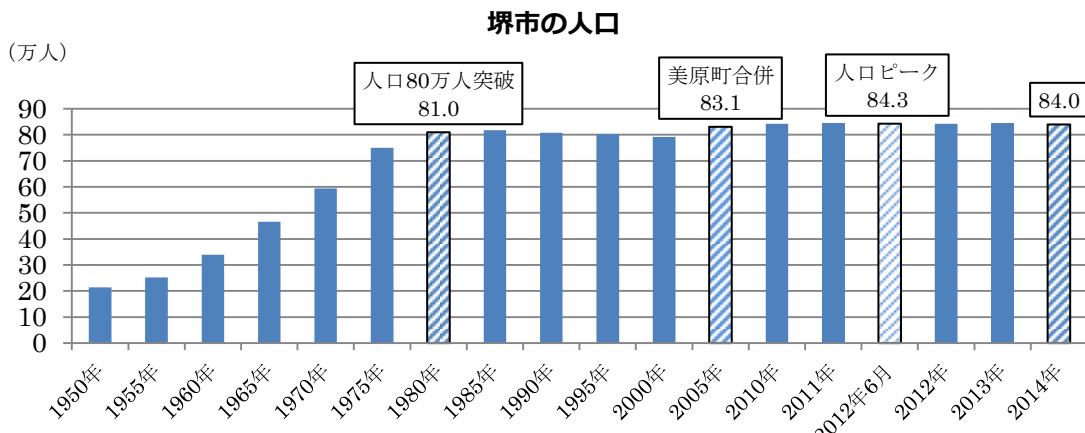
このような状況のもと、市民活動団体がその帰属する社会や地域に対して自発的に関わっていこうという市民活動が活発化しており、その主な担い手であるNPO法人、ボランティア団体、地縁組織をはじめとした市民活動団体だけでなく、行政はもとより企業、地域金融機関、大学といったさまざまな主体と、ひいては市民一人ひとりが市民活動を活性化させる当事者であるという意識を共有する必要が生まれています。

本章では、こうした「市民活動を取り巻く背景」と「期待される役割」について、下記のとおり整理しました。

### 1. 社会的背景

- ◆社会的課題・地域的課題の複雑化・多様化と市民ニーズの多様化
- ◆少子高齢化の進展による社会保障に係る将来の財政負担の増大
- ◆自治会加入率の低下による住民自治機能の過減化
- ◆市民の地域コミュニティへの所属意識の希薄化
- ◆地方分権型社会にふさわしい住民自治の必要性
- ◆行政への市民参加の促進の必要性
- ◆震災でのボランティアの活躍による、市民活動への関心の高まり
- ◆自らの考えと行動によるまちづくりへの機運の高まり
- ◆多様かつ柔軟な対応が可能な市民活動への期待の高まり
- ◆市民が生きがいを実感し、自己実現できる場の必要性
- ◆コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなど市民による継続性の高い社会的事業の出現

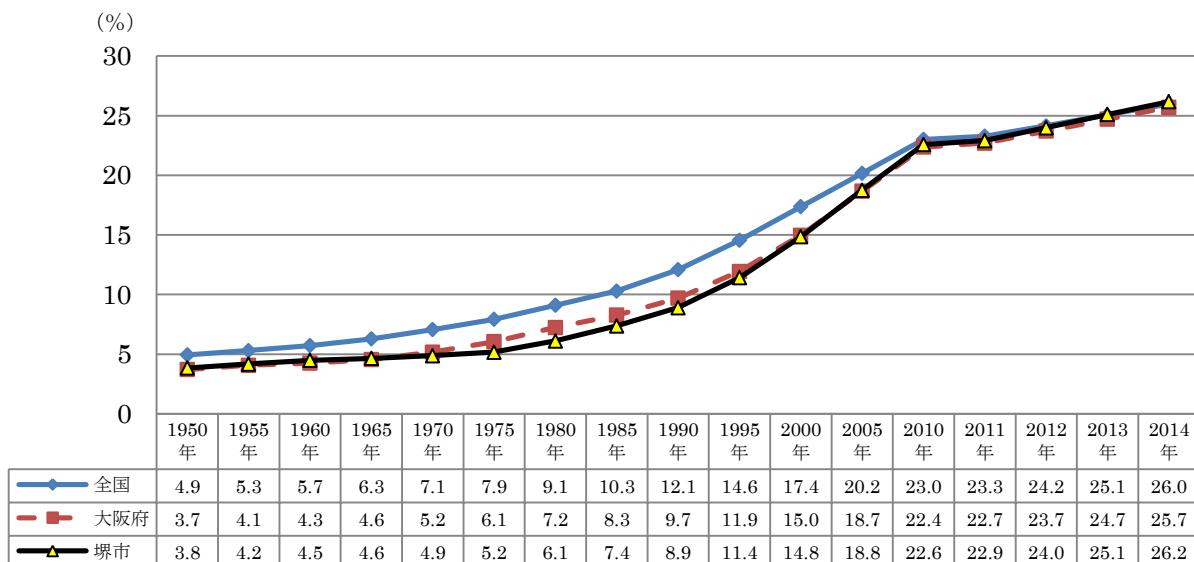
## ◆堺市の人口推移◆



資料：2010年までは国勢調査。2011年以降は堺市調べ

本市の人口は、1957年の堺泉北臨海工業地帯の造成や1965年の泉北ニュータウンの開発をきっかけに急増し、1980年には80万人を突破しました。その後、人口は横ばいからゆるやかな減少傾向で推移し、2000年には80万人を少し割り込みましたが、2005年、美原町との合併などにより、人口は再び80万人台となり、2012年6月の842,988人をピークにゆるやかな減少傾向となっています。

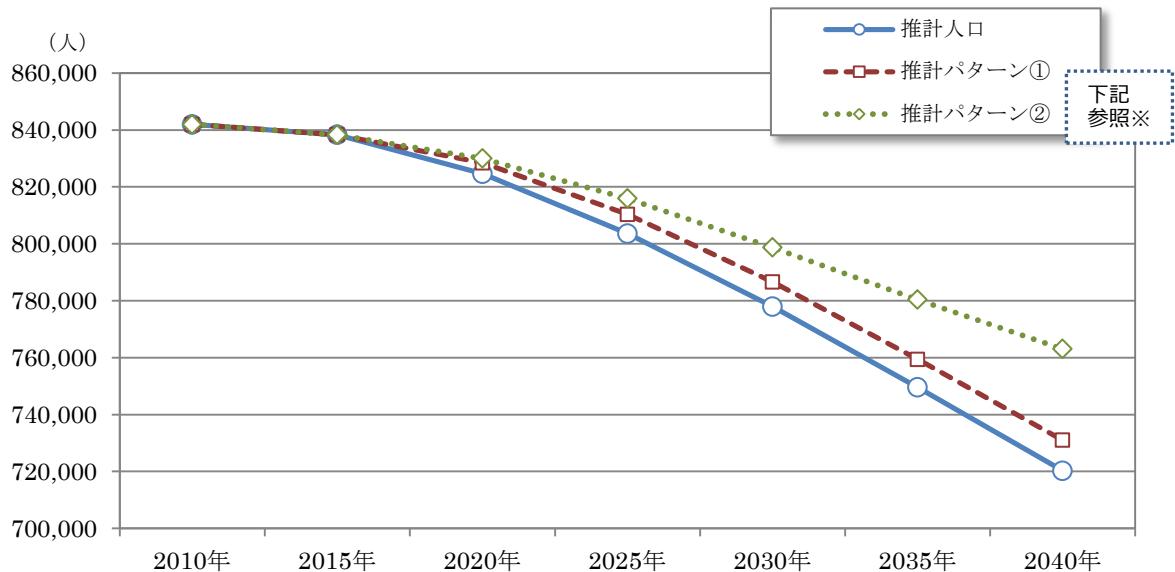
## ◆堺市の高齢化率の推移◆



資料：堺市は、2010年までは国勢調査を基にした堺市調べ。2011年以降は堺市調べ  
全国及び大阪府は2010年までは国勢調査、2011年以降は総務省統計局

本市の高齢化率は、1970年から2000年まで全国、大阪府よりも低い水準で推移していましたが、2010年以降は全国、大阪府とほぼ同水準で推移しています。

## ◆堺市の将来推計人口◆



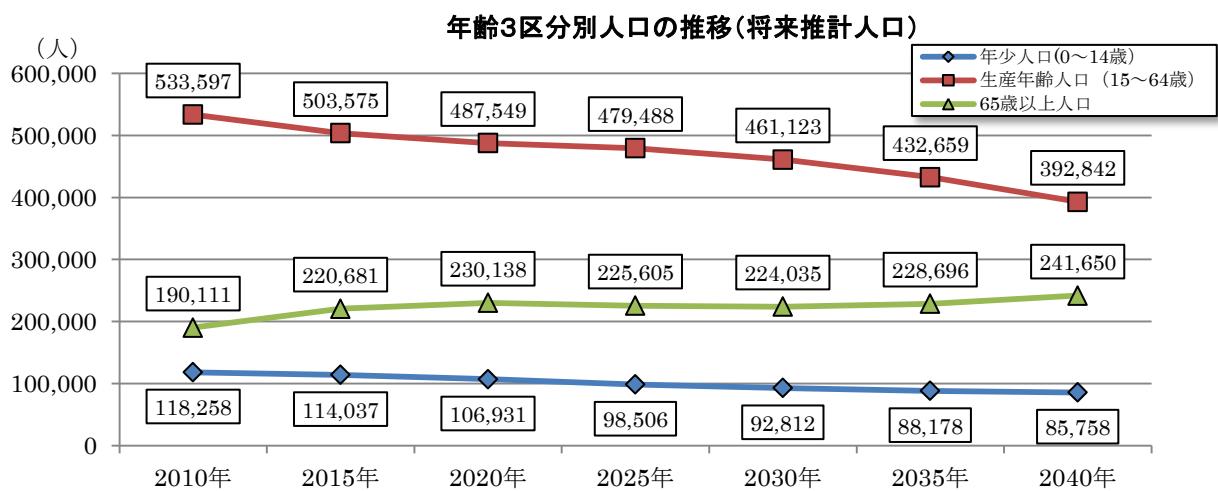
《※》■推計人口：本市の出生率1.43（2013年）が今後とも継続し、社会減となった2013年と2014年の傾向が今後も続くと仮定して推計。

■推計パターン①：本市の出生率1.43（2013年）が今後とも継続し、社会増減を0と仮定して推計。

■推計パターン②：若い世代の結婚・子育てに関する希望が実現された場合の国将来展望での出生率の仮定（2020年に1.6程度、2030年に1.8程度、2040年に人口置換水準である2.07）を用いるとともに、社会増減を0と仮定して推計。

本市の人口は、ゆるやかな人口減少局面に入っており、今後とも現状のまま推移<sup>\*</sup>すると仮定した場合、全国や大阪府よりも減少傾向は比較的ゆるやかですが、2040年には72.0万人まで減少すると推計しています。  
(※本市の出生率1.43（2013年）が今後とも継続し、社会減となった2013年と2014年の傾向が今後も続くと仮定して推計)

## ◆堺市の将来人口推移（年齢3区分別）◆



(注) 2015年の人口は、2010年国勢調査を基に独自に算出した参考値。

資料：2010年国勢調査を基に独自推計

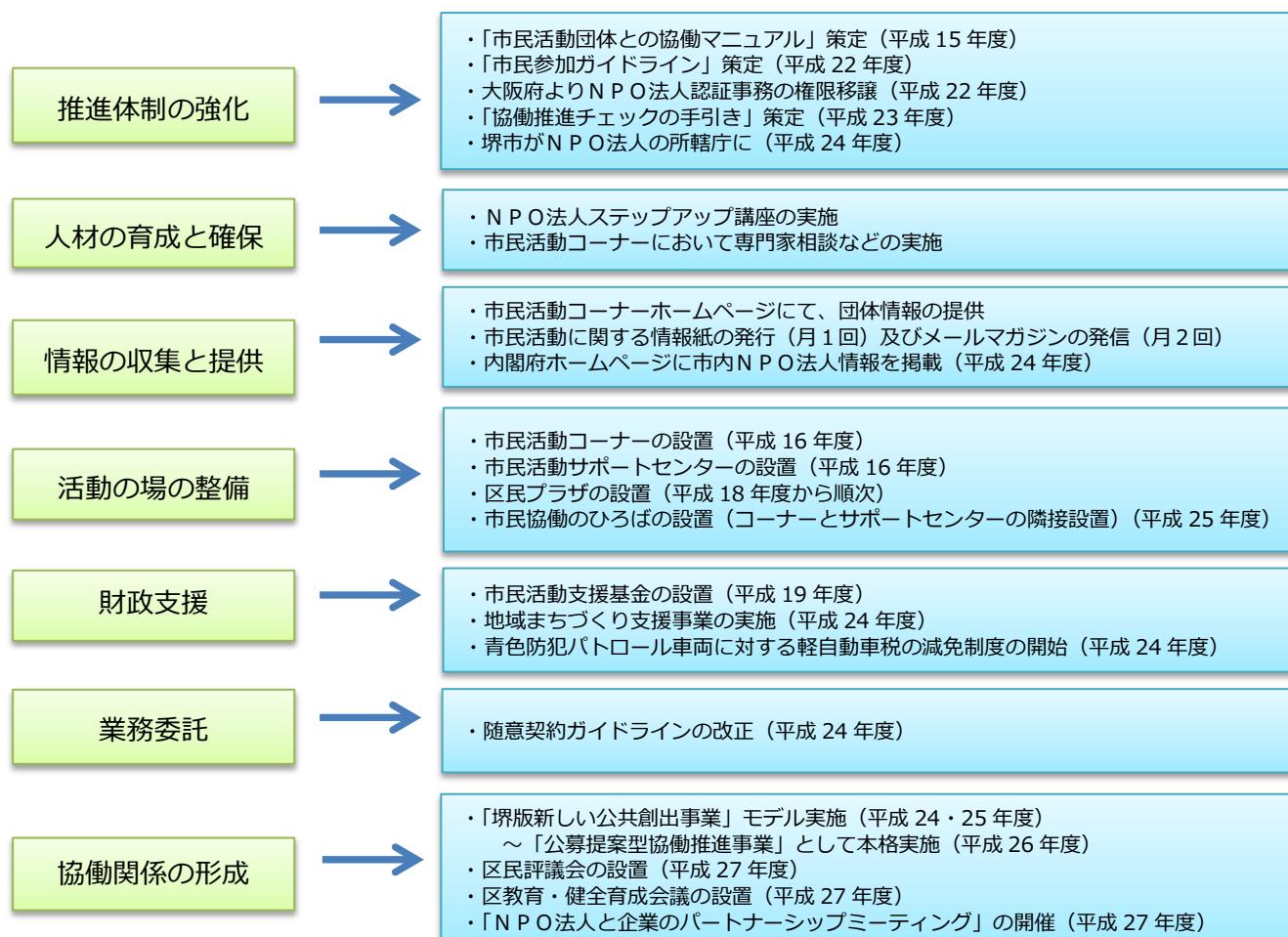
2040年の年少人口（0～14歳）は、8.6万人、生産年齢人口（15～64歳）は39.3万人まで減少し、65歳以上人口は24.2万人まで増加すると推計しています。

## 2. 政策的背景

- ◆地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成12年4月施行）
- ◆N P O会計基準の制定（平成 22 年 7 月 20 日公表）
- ◆内閣府が共助社会づくりの推進に向けて、多様な担い手のさらなる参加や活動の活性化、N P O などによる地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、「共助社会づくり懇話会」を設置し、検討を開始
- ◆特定非営利活動促進法の改正（平成 23 年 6 月 22 日交付）  
認証制度の見直し（所轄庁の変更、活動分野の追加）、認定N P O法人制度の改正
- ◆認定N P O法人に対する寄附金控除に税額控除を導入（平成 23 年 6 月 30 日交付）
- ◆N P O法人認証・認定事務の政令指定都市への移譲（平成 24 年 4 月 1 日）
- ◆「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごと創生と好循環の確立」を掲げた、まち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定（平成 26 年 12 月 27 日）
- ◆大阪府条例指定によるN P O法人への税額控除を導入（平成 27 年 6 月 1 日）
- ◆中小企業信用保険法の一部改正（平成 27 年 10 月 1 日施行）

## 3. これまでの主な取り組み

本市では、平成 13 年に堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針を策定後、方針で示した市民活動促進施策の体系と内容に基づき、主に下記の取り組みを行ってきました。



## 4. 市民活動に期待される役割

このように社会的背景や政策的背景が変化してきている中、市民活動が、その特性である先駆性や多様性・柔軟性を活かし、まちづくりや社会参加を通じて地域資源の有効活用により諸課題を解決し、市民が必要とするサービスを提供する主体として、大きな役割を果たすものと期待されています。

### ◆まちづくりの担い手◆

市民自らが主体的に活動する市民活動は、先駆性や多様性・柔軟性などさまざまな特性を持っており、これらを活かしながら市民活動団体と協働のパートナーが連携・協働し、これからのまちづくりの担い手となることが期待されています。

### ◆新たな地域コミュニティの構築◆

地域に根ざした市民活動は、市民自らが仲間を増やし、多種多様な分野に関わる人々とのネットワークを構築していく活動です。

こうした活動は、地域の住民が助け合うシステムを新たに醸成し、人間関係が希薄になったコミュニティの再生を促すことが期待されています。

### ◆社会に必要なサービスを提供する新しい力◆

市民活動は、直接サービスに関わる市民の視点から、地域の中で感じ得たことを形に表し、市民ならではの先駆性や多様性・柔軟性を活かし活動することにより、社会全体に新鮮な刺激や新しい流れをもたらすことが期待されています。

### ◆自己実現の機会の提供◆

市民活動は、活動を通して生きがいや自己実現などの満足感を与えることができます。また、さまざまな人の出会いやふれあいの場を提供し、個人が地域や社会とつながる社会参加の場としての役割を果たすものと期待されています。

### ◆新しい雇用機会の提供◆

市民活動は、これまでなかった公益的サービスの提供やさまざまな事業の展開により、新たな雇用機会の創出につながることが期待されています。

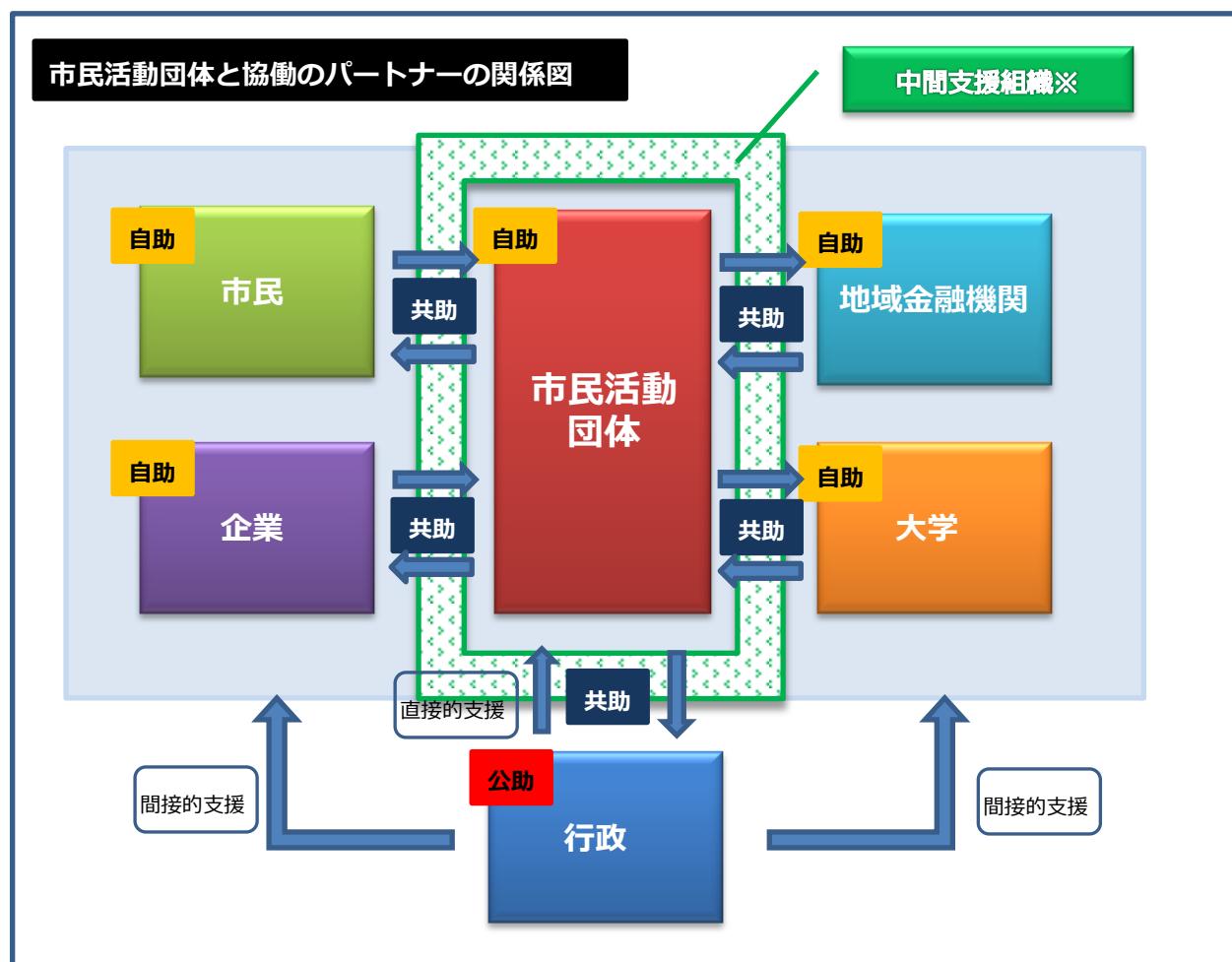
## 第3章 市民活動団体と協働のパートナーの現状・課題

### 1. 市民活動団体と協働のパートナーの現状・課題

市民活動団体と協働のパートナーの現状と課題について、「平成26年度特定非営利活動法人に関する実態調査（内閣府）」及び「平成27年度堺市NPO法人活動アンケート調査（堺市）」などの既存調査を活用するとともに、市民活動団体と協働のパートナーに対するヒアリング調査の結果から、各主体それぞれが持つ「強み（資源）」について整理し、その強みを活かして、どのような支援や連携・協働ができるのかといった点をまとめました。

また、市民活動団体と協働のパートナーが強みを活かし、相互に連携・協働を図るうえで妨げとなるものを課題として抽出しました（各主体ごとの整理は次ページのとおりです）。

なお、市民活動団体と協働のパートナーの関係を図で示すと下記のとおりになります。



※中間支援組織とは、市民活動を取り巻く多様な主体が連携・協働を推進するうえで市民活動団体と協働のパートナーなどの間に立って、パイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織です。

市民活動を取り巻く環境が大きく変化してきている中、中間支援組織の役割が重要となってきています。また、今後は市民活動全体の底上げを図るために、中間支援組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、主体を超えた中間支援組織同士の連携・協働の促進を進めていくことが求められています。

## 「市民活動団体（NPO法人・ボランティア団体・地縁組織）」

関連データ集 P 3～8

### ○現状

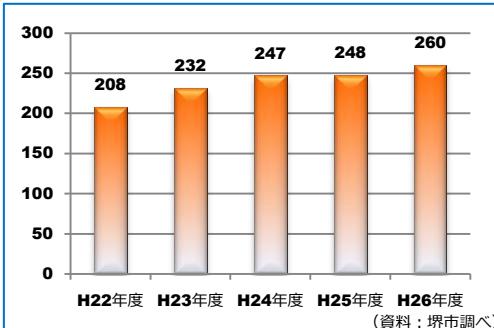
市と市民活動団体の協働事業の件数が増加しているとおり、市民活動団体は多様化する地域課題の解決の担い手として、不可欠な存在となっています。

テーマ型の団体である NPO 法人・ボランティア団体は、それぞれの分野での専門的活動に秀でており、市内の NPO 法人については、増加傾向にあります。しかし、これまで増加傾向にあったボランティア団体登録数は、平成 26 年度から減少に転じています。また、NPO 法人・ボランティア団体については、組織運営に関する人材の不足や、資金面での脆弱性が課題となっている団体が多くみられます。

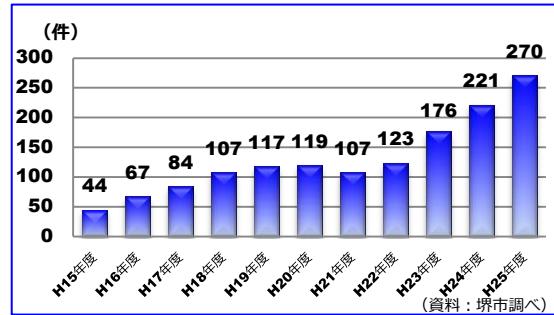
地縁組織は、地域コミュニティの基礎としての地位を占め、防災・防犯をはじめとするさまざまな活動を行っており、行政との協働の一番の相手となっています。しかし、加入率の低下や高齢化による担い手不足が顕著となっており、地縁という性質のため、他者との協働が生じにくい状況もあります。

地域課題が多様化し、活動領域も多様化するなか、市民活動団体には地域課題解決の主体として安定的な組織運営が求められています。

#### ◆堺市内 NPO 法人認証数



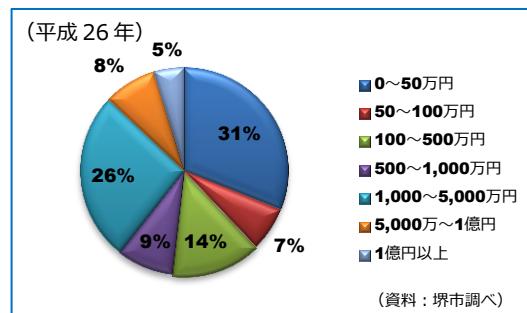
#### ◆市と市民活動団体との協働事業件数



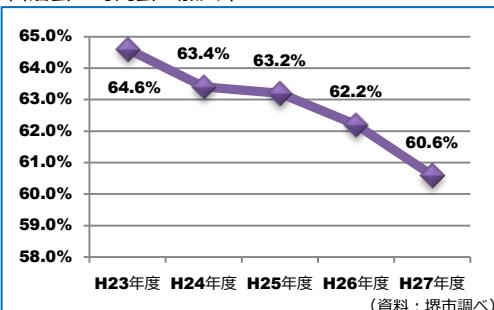
#### ◆堺市内ボランティア団体登録数



#### ◆堺市内 NPO 法人 年間総収入額別 法人割合



#### ◆自治会・町内会 加入率



## ○強み・資源

## ◆NPO法人・ボランティア団体

- 地域課題解決に取り組む行動力
- 地域課題の顕在化
- 特定分野における専門知識、技術、ノウハウ
- 生活を豊かにする製品、サービスの供給

## ◆地縁組織

- 地域課題解決に取り組む行動力
- 地域課題の顕在化
- 「地域を守る」という使命感、組織力
- 社会生活で培ってきた職能を持つ人材

## ○各主体に対してできること

## 市民活動団体一

## 「市民」に対してできること

- 参加の機会の提供
- 安全安心な地域社会の維持
- 多様な市民との交流及び相互扶助意識向上への寄与 など
- 生活を豊かにする製品、サービスの供給

## 「企業」に対してできること

- ニーズ情報の提供
- 新たな商品、サービスの共同開発
- CSR※活動における連携・協働
- テスト・モニタリング など

## 「地域金融機関」に対してできること

- 新たな資金調達ニーズ
- 新金融商品開発のヒント など

## 「大学」に対してできること

- 教育、研究の機会
- 場の提供（調査研究のフィールド、実習場所の提供など） など

## 「行政」に対してできること

- 行政が把握できない地域課題・ニーズの顕在化、市民ニーズの代弁
- 連携・協働による公共財、サービスの供給
- 行政が供給する公共財、サービスの補完・拡充
- 住民自治意識向上への寄与 など

※CSR…企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility の略

## ○課題

## ◆NPO法人・ボランティア団体

- 組織運営に関する人材育成
- 財政基盤の強化
- 市民活動に関する情報の収集・発信のさらなる充実
- 活動のさらなる明瞭化
- 協働のパートナーとの連携の促進

## ◆地縁組織

- 役員をはじめとする担い手の確保  
(加入率の低下、高齢化、無償活動の継続)
- 専門性が高い地域課題への対応
- 協働のパートナーとの連携の促進

- 「テーマ型」のNPO法人・ボランティア団体と、自治会・町内会などの「地縁型」組織の連携の促進

## ◆協働のパートナー：「市民」

関連データ集 P 9～15

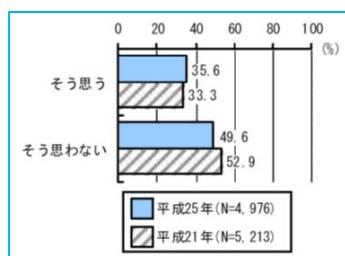
### ○現状

市民のライフスタイルは時代の流れとともに変化し、周囲との関わりをあまり持たず、干渉を受けない暮らしを好む傾向にあります。平成 25 年度堺市市民意識調査によると、「地域での活動が活発である」、「人と人のつながりが豊かである」と考える市民は増加しているものの、依然として約半数が「そう思わない」と回答しており、市民相互のつながりの希薄化がうかがえます。

また、多くの市民が市民活動に対する関心がある一方で、時間の制約や経済的負担が大きいこと、活動に関する情報が少ないなどの理由で、実際に活動に参加するまでには至っていません。

さらに、市民活動への気軽な参加方法の一つである寄附についても、市民活動団体の情報が十分でないため、活動への理解や共感ができず、活発に行われているとはいえない状況です。

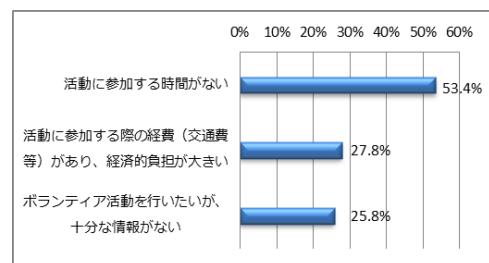
#### ◆地域でのさまざまな活動が活発である



資料「平成 25 年度 堺市市民意識調査報告書」  
堺市（平成 26 年）

#### ◆ボランティア参加の妨げとなる要因

(複数回答 N=1,615)



資料：「平成 26 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書」内閣府（平成 27 年）

### ○強み・資源

- マンパワー
- 社会生活で培った専門知識・技術、知恵
- 物品、資金（寄附・会費など）

### ○「市民活動団体」に対してできること

「市民」

- 市民活動への参加  
(マンパワー、資金・物品の寄附、会費など)
- 専門知識・技術、知恵を活かした事業運営、組織運営の支援 など

### ○課題

- 一人ひとりの地域課題の認識と当事者意識のさらなる向上
- 市民活動団体への理解のさらなる向上
- 持続・安定的な活動の提供

## ◆協働のパートナー：「企業」

関連データ集 P 16～20

### ○現状

企業においては、地域や市民活動団体に対して、CSRなどの一環として寄附金の支出や物資、活動スペースの提供などの取り組みが見られます。

また、企業によっては、連携する市民活動団体へのさまざまな技術や専門性を持った社員の派遣、組織運営のノウハウの提供などの取り組みも行われています。

しかし、中小企業においては、市民活動団体と接する機会が少ないため、活動への理解が不足していたり、CSRなどへの方針や体制が十分に確立できていない場合もあり、それらへの対応が望まれています。

特にコミュニティビジネスの分野においては、中小企業と市民活動団体との連携・協働によるそれぞれの特性を活かした地域課題への取り組みが求められています。

#### ◆社会貢献活動 要素別支出額（1社あたり平均支出額）

社会貢献活動支出	各種寄付	3億4,300万円(70%)	金銭寄付	2億6,600万円(54%)
	自主プログラム	1億1,200万円(23%)	現物寄付	1,400万円(3%)
	災害被災地支援	3,000万円(6%)	施設開放	1,200万円(2%)
	その他、分類不明	500万円	従業員派遣	3,000万円(6%)
			その他	2,100万円(4%)
		東日本大震災関連		2,500万円(5%)
		その他の災害		400万円(1%)

※各要素額は「各要素の支出額／回答企業数（357社）」

資料：「2014年度 社会貢献活動実績調査結果」（一社）日本経済団体連合会1%クラブ

### ○強み・資源

- 専門的知識、技術を持つ人材
- 事業運営、組織運営のノウハウ
- 企業活動に必要な施設、機器、車両など
- 資金を調達する能力
- 資金（出資、寄附）

「企業」

- 企業が保有する専門的知識、技術や事業運営、組織運営のノウハウの提供
- 協働事業の実施
- 資金・物品の寄附
- 企業が保有する会議室、ホールなどの提供など

### ○課題

- 市民活動団体との出会いの場の拡充による理解の向上
- 企業のCSRなどについての情報発信のさらなる充実
- CSRなどの方針や体制のさらなる充実

## ◆協働のパートナー：「地域金融機関」

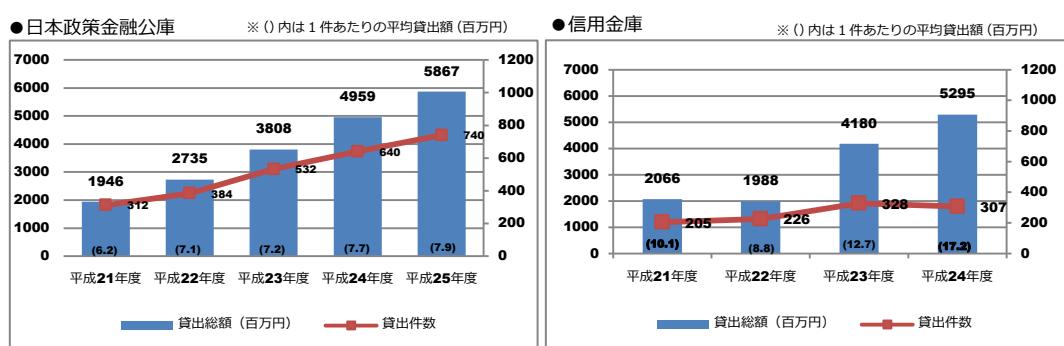
関連データ集 P 21～24

### ○現状

NPO法人への融資は年々増加傾向にあるものの、資金の借入をしていないNPO法人が大部分を占めており、資金の借入をしている法人でも個人からの借入の割合が多くなっています。今後、さらなる市民活動の活性化を図るために、コミュニティビジネスなどに取り組む市民活動団体向けの融資商品の開発が望まれます。

また、融資による市民活動への関わりだけでなく、地域金融機関が持つ行政や地域企業、市民などのネットワークの活用、経営・運営ノウハウの提供など、企業活動とあわせて、地域金融機関として、地域課題解決や地域活性化の一端を担うことが期待されています。

#### ◆NPO向け貸出実績の推移



資料：「NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会」中小企業庁（平成26年）

### ○強み・資源

- 公共性・信頼性
- 企業診断能力など専門知識、技術を持った人材
- 店舗、研修所などの施設
- 市民・企業・大学・行政などとの地域ネットワーク
- 資金（融資・出資・助成金・寄附）

「  
地  
域  
金  
融  
機  
関  
」

- 市民活動団体の特性に対応した金融商品の開発
- 地域ネットワークを活かした市民活動団体に関する情報の収集、発信及び連携した取り組み など

### ○課題

- 市民活動団体に対する資金提供の審査基準の設定
- 金融機関の店舗や研修所などの施設貸与における公共性などの条件の緩和
- 地域ネットワークを活用した市民活動団体との連携の促進

## ◆協働のパートナー：「大学」

関連データ集 P 25~30

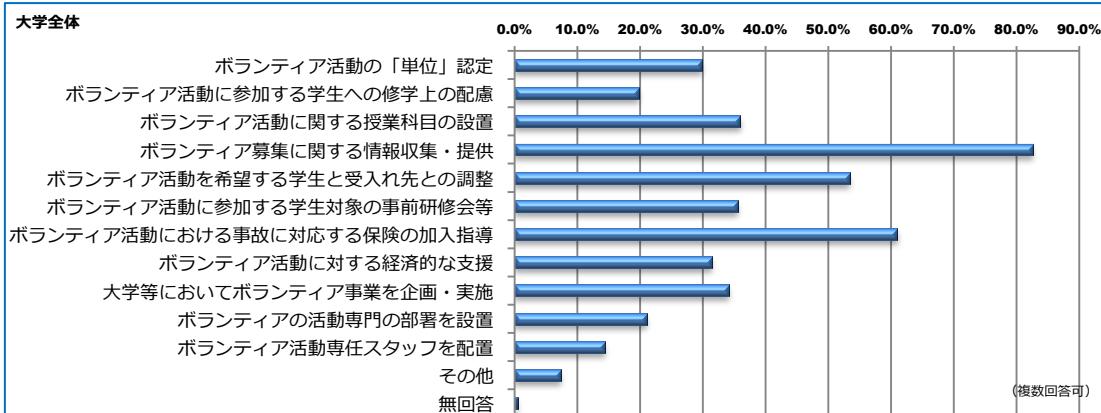
### ○現状

大学では学生のボランティア活動への支援として、メールマガジンなどを活用した情報提供や、活動内容の多様化に対応した個別相談などの支援を実施しています。また、学生の市民活動参加を履修単位として認定することや、市民活動の情報紹介を行う担当部署を設置するなど、学生の市民活動に対する支援の充実が図られています。

また、文部科学省の「第2期教育振興基本計画」における「センターオブコミュニティ構想」を踏まえ、地域に根ざした教育・研究・社会貢献活動を行い、地域との相互交流を促進し地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在をめざしています。

このような中、ボランティアに携わる学生の関心が多様化していることへの支援体制の拡充や、教員との直接的な結びつきを除く大学自身と市民活動団体の直接的なつながりの強化が求められています。

◆学生のボランティア活動の具体的な支援の実施状況



資料：「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成25年度）」  
独立行政法人日本学生支援機構（平成26年）

### ○強み・資源

- 専門的知識、技術を持つ教員
- 学生
- 産・官・学のネットワーク
- 教室、図書館、体育館、運動場、実験施設などの教育研究施設
- 教育研究に関する分野における国や民間補助金などの資金の活用

### ○「市民活動団体」に対してできること

「大学」



- 専門的知識、技術を持つ教員の派遣
- 市民活動への学生の参加
- 教育施設の提供
- 知の拠点としての情報収集・発信 など

### ○課題

- 専門知識、技術を持つ教員の派遣や施設の提供における、教育・研究に適うことや公共性などの条件の緩和
- 学生の関心の多様化に対応した、情報収集・提供や、支援体制の充実
- 大学と市民活動団体の組織的な連携に関する方針・体制の充実

## ◆協働のパートナー：「行政」

関連データ集 P 31～33

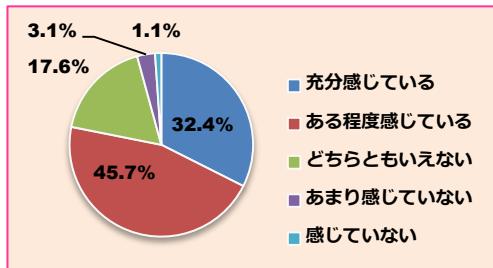
### ○現状

本市の職員に対するアンケートによると、約80%が「市民活動の必要性を感じている」と回答しており、市民活動に対する一定の理解は進んできています。

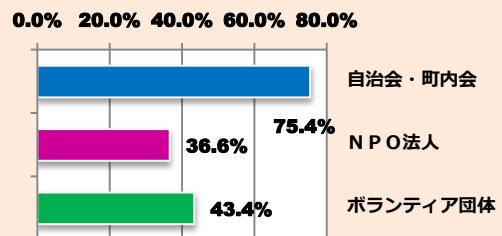
また、市民活動団体と自身の業務上での関わり方を見ると、地縁組織との関わりが最も多く、「市からの依頼」「市への要望対応」といったものが最も多くなっています。

今後、さらに市民活動を活性化していくためには、NPO法人・ボランティア団体との関わりも深めていく必要があるとともに、行政と市民活動団体がともに適切な役割分担のもと、知恵や労働力、資金などを出し合い、地域課題の解決に取り組むことが求められています。

#### ◆「市民活動」の必要性



#### ◆業務上関わりのある市民活動団体（複数回答可）



資料：堺市 市民活動に関する職員アンケート（平成27年）

### ○強み・資源

- 公共財、公共サービスの持続的な供給
- 実効性の高い政策形成、政策実施
- 地域の社会経済情報の収集・統計処理
- 信頼性
- 広報力
- 国、他の自治体、企業、地域金融機関、大学などとのネットワーク

「行政」

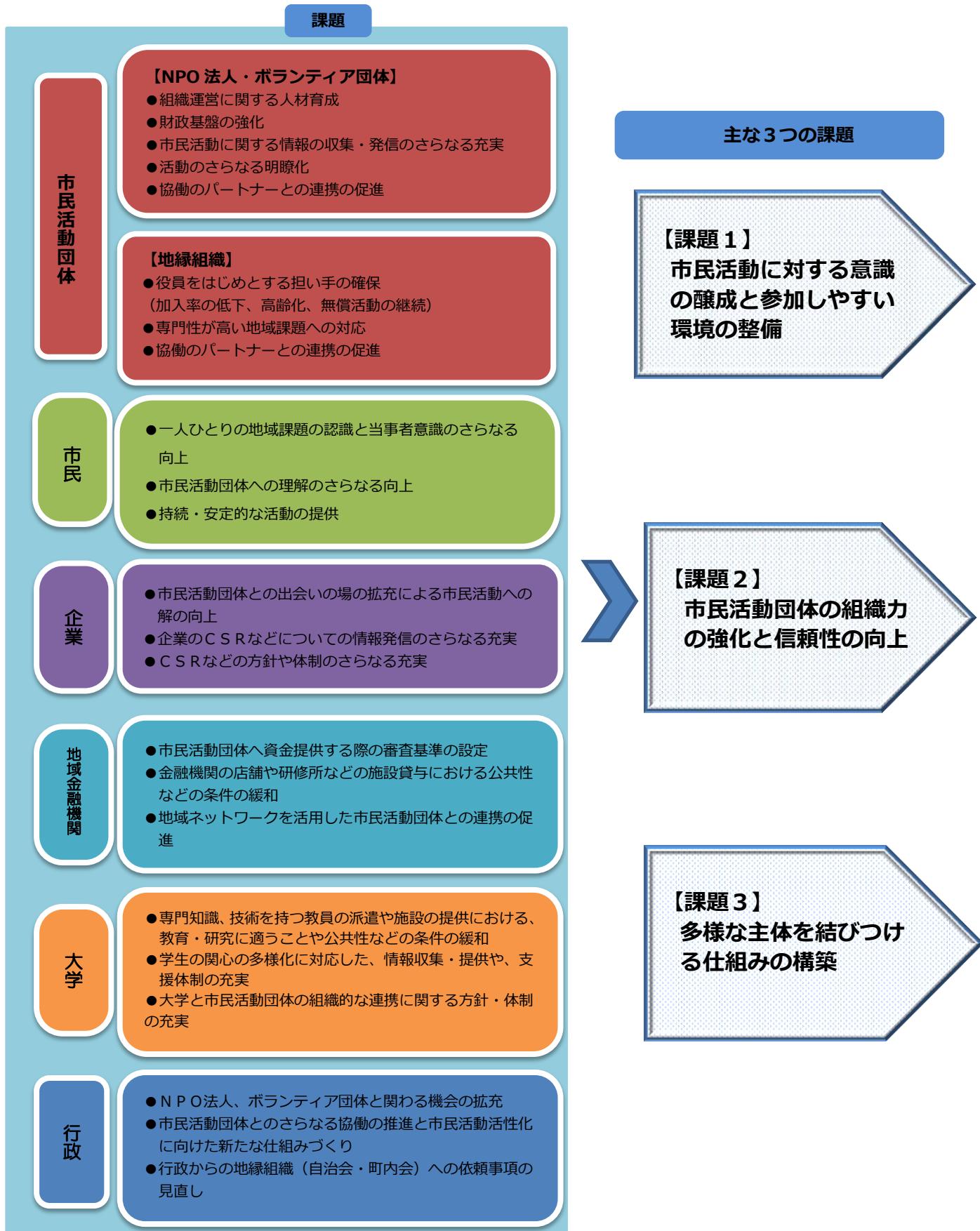
- 地域課題など行政の持つ社会経済情報の提供
- 市民活動団体の組織力強化のための支援
- 信頼性とネットワークを活かした、市民活動団体と協働のパートナーとのマッチング など

### ○課題

- NPO法人、ボランティア団体と関わる機会の拡充
- 市民活動団体とのさらなる協働の推進と市民活動活性化に向けた新たな仕組みづくり
- 行政からの地縁組織（自治会・町内会）への依頼事項の見直し

## 2. 市民活動を取り巻く3つの課題

市民活動団体と協働のパートナーが強みを活かし、相互に連携・協働を図るうえで妨げとなるものを課題として抽出し整理した結果、市民活動における課題を3つに集約しました。



## 第4章 基本理念

### 1. 市民活動の活性化における基本理念

本市における市民活動の活性化に向けて、市民活動団体と協働のパートナーがそれぞれの強みを活かしながら連携・協働し、各主体が公共の担い手として活躍できる社会を実現させるために、第3章で整理した「市民活動に対する意識の醸成と参加しやすい環境の整備」、「市民活動団体の組織力の強化と信頼性の向上」「多様な主体を結びつける仕組みの構築」といった3つの課題解決に向けた取り組みが必要となります。

このようなことから、本市における市民活動の活性化の基本理念は、市民意識のさらなる向上、市民活動団体の組織力の強化、市民活動団体と協働のパートナーとの連携・協働関係の構築を通して達成するものとし、「参加・自立・連携で創造する“おせっかい”が連鎖するまち～10年先もあなたが住み続けたいまちをめざして～」と定め、市民活動の促進を図っていきます。

#### ◆◆ 基本理念 ◆◆

#### 参加・自立・連携で創造する“おせっかい”が連鎖するまち

～10年先もあなたが住み続けたいまちをめざして～

##### 市民活動の促進を通じて実現する 10 年先のまちの姿

市民一人ひとりが市民活動への理解を深め、多くの人が市民活動に参加しているまち

市民活動団体が自立した組織運営を行い、新たなまちづくりの担い手として活躍しているまち

多様な主体の「連携と協働」が実現しているまち



社会に必要なサービスを提供する新しい力



企 業

大 学

まちづくりの担い手

市民活動団体 市 民



自己実現の機会の提供

新たなコミュニティの創出

新しい雇用機会の提供

中間支援組織

行 政

課題

市民活動に対する意識の醸成と参加しやすい環境の整備

市民活動団体の組織力の強化と信頼性の向上

多様な主体を結びつける仕組みの構築

## 2. 市民活動を担う各主体の取り組み姿勢

10年先のまちの姿を実現するためには、市民活動団体及び協働のパートナーが、それぞれの社会的な役割を自覚し、次のような姿勢で市民活動に関わりを持つことが重要です。

### 取り組み姿勢

#### 市民活動団体

- 市民が市民活動に关心を持ち、活動に気軽に参加したり、団体運営に関わった  
りできるよう、団体や活動に対する情報を広く公開する。
- 協働のパートナーとの情報交換を密にするとともに、互いに連携して活動を行  
うなど、協働により得られる相乗効果ができるよう活動に取り組む

#### 市民

- 市民活動の担い手として、積極的に市民活動に取り組む
- 活動を通じて生きがいと社会的使命を見つけ、一人ひとりが地域課題解決の原動  
力となりうることを認識する

#### 企業

- 市民活動に積極的かつ直接的に関わるほか、企業の持つ専門性や組織力、豊富な  
資金や人的資源を活かし、市民活動に対する連携・協働・支援を進める
- 市民活動団体の特性を理解し、連携を深めながらCSRなどに取り組む

#### 地域金融機関

- 多くの市民活動団体に金融サービスを提供する
- 地域の中で資金が循環する仕組みの一端を担い、まちづくり・地域活性化に取  
り組む

#### 大学

- 将来の市民活動を担う人材を育成するとともに、大学の有する人的・知的・物的  
資源を活用し、地域の拠点として社会貢献活動を推進する

#### 行政

- 市民活動団体の先駆性や多様性・柔軟性を尊重し、その活動が円滑に行えるよ  
うネットワーク構築に向けて取り組むなど、活動に参加しようとする市民や市  
民活動団体に対し、必要な支援を行う
- 行政職員の意識改革について全庁的に取り組む

#### 中間支援組織

- 市民活動団体と協働のパートナーのつなぎ役として、中立的な立場で活動支援  
に取り組む
- 中間支援組織同士の連携・協働に努めるとともに、協働推進のための研修や仕  
組みづくりに取り組む

### 3. 連携・協働関係形成のための基本原則

連携・協働関係を形成するためには、市民活動団体と協働のパートナーの両者が十分な議論を通して、信頼関係を形成することが必要です。そのためには、協働のパートナーは、市民社会を支える存在として市民活動団体を認識し、理解を深めるとともに、市民活動団体においても、専門性や信頼性を向上させるなど、活動の質を高めるための自助努力が求められます。

本市における市民活動団体と協働のパートナーが協働関係を形成する際の基本原則は、次のとおりとします。

#### ◆◆ 基本理念 ◆◆

##### ◆自主性・自立性尊重の原則

市民活動の自主性・自立性を尊重すること。

##### ◆目的共有の原則

何のために協働するのかという目的意識を共有すること。

##### ◆対等の原則

両者が対等な関係であることを認識すること。

##### ◆相互補完の原則

両者の特性を踏まえつつ、相互に補い合いながら分担すること。

ただし、既存の枠組みを前提として役割分担していくのではなく、公共の領域を再確認しながら、役割分担をし、新たな協働領域を創造することが必要です。

##### ◆情報開示の原則

各主体が市民活動を促進し支援していく場合、その間の過程や支援内容を積極的に開示し、公開性・透明性を確保すること。

## 第5章 行政が担う市民活動促進施策の方向性と取り組み

### 1. 行政が担う市民活動促進施策の方向性と取り組み

本章では、第4章で定めた10年先のまちの姿を実現するために、行政が担う市民活動促進施策の方向性と主な取り組みをまとめました。

市民活動を活性化させるために、市民活動団体と協働のパートナーの自主性や自立性を尊重しながら、次の3つの方向性を中心に市民活動促進施策に取り組んでいきます。

#### 方向性 1

#### 「市民活動への理解と参加の促進」

市民活動団体、協働のパートナーなど地域に関わるすべての人々が、市民活動への関心を高め、お互いの特性を理解したうえで、連携・協働に取り組むという意識の醸成を図ります。

#### ●○主な取り組み○●

##### ◆協働のパートナーの意識の醸成◆（新規）

協働のパートナーが市民活動への理解と意識をさらに高め、連携・協働が進むよう、協働のパートナーに対して市民活動に関する取り組みへの参加を呼びかけるなど働きかけを行います。

##### ◆次世代の市民活動を担う人材育成◆（新規）

若年層の社会参加意識の醸成を図るために、協働のパートナーの一つである大学との連携により、学生の市民活動への参加を促進します。

##### ◆市民参加の促進◆（拡充）

市民活動に関する意識を高めてもらうためのきっかけづくりとして、積極的な市民活動情報の提供や市民参加を促すための取り組みを行うなど、市民参加のすそ野を広げていきます。

##### ◆市民活動に関する情報の収集発信の強化◆（拡充）

市民活動団体の情報や市民活動事例などを広く周知するため、市民活動団体及び協働パートナーが行う地域貢献活動やそれぞれが持っているノウハウ、求めている人材、活躍の場などの収集・発信はもちろん情報交換を促進します。

##### ◆市民活動の支援拠点の機能強化◆（拡充）

市民活動団体や協働のパートナーのニーズなどを踏まえて、市民活動の支援拠点の運営方法や機能の見直しを行います。

##### ◆協働のパートナーとしての行政職員の意識改革と能力開発◆（拡充）

行政職員が従来の考え方や前例にとらわれず、市民活動に関する行政職員の理解をさらに深めるため意識改革と能力開発に努めるとともに、市民活動に関する情報の共有化と連携を強化します。

**方向性2****「市民活動団体の活性化と信頼性の向上のための環境づくり」**

市民活動のさらなる活性化を促進していくために、まずは市民活動団体自身が自立し、発展していくことが求められます。また、協働のパートナーとの連携強化のためには、市民活動団体の信頼性の向上が欠かせません。そのために必要な市民活動団体の組織力強化に向けた支援を行います。

**●○主な取り組み○●****◆資金が地域でまわる仕組みの検討◆（新規）**

限られた財源の中で、行政が市民活動団体に対し財政的支援を直接行うことは、一定の限界があります。そのため、市民活動団体の信頼性の向上を図るとともに、地域金融機関からの融資利用の拡大や、民間において寄附金を募集し、市民活動団体の支援のための資金提供を行う市民ファンドなど、市民活動団体へ資金が循環する仕組みについて調査・検討していきます。

**◆行政情報や課題の積極的な提供による新しい地域課題解決への取り組み◆（新規）**

市民活動団体や協働のパートナーが、自発的に地域課題解決のためのアプリケーション開発などを行えるよう、本市が持つ情報や課題の積極的な提供を促進します。

**◆市民活動団体の発展段階などに応じた支援の実施◆（拡充）**

市民活動団体の事業規模、テーマ種別、活動年数などさまざまな違いがある中、それぞれの発展段階などに応じた自立支援を推進します。

**◆人材の育成◆（拡充）**

市民活動団体自身が組織運営に関する専門的な人材を育てていけるよう、専門家による個別指導や学習機会の提供を行い、市民活動を支える担い手づくりを支援します。

**◆コミュニティビジネスの推進◆（拡充）**

地域コミュニティの活性化や雇用の拡大、市民力の向上などの効果が期待されており、市民活動団体が自立発展するために有効な手段のひとつであるコミュニティビジネスへの進出をめざす市民活動団体への支援を推進します。

**◆自治会・町内会への加入促進◆（拡充）**

自治会・町内会の重要性を広く周知し、具体的な取り組みをさまざまな視点から検証し、自治会・町内会と共に加入促進を図ります。

**方向性3****「多様な主体を結びつける仕組みの整備」**

市民活動団体と協働のパートナーがそれぞれの持つ強みを活かし、協働による取り組みを推進していくためには、それぞれの主体を結び付ける仕組みが必要になります。また、特定のテーマについて、多様な主体が連携・協働して取り組むための新しい仕組みづくりを検討していきます。

**●○主な取り組み○●****◆大学に市民活動拠点を設置◆（新規）**

大学が有する人的・知的資源を活用し、地域が抱えるさまざまな課題の解決や市民活動の活性化を図るため、協働のパートナーのひとつである大学に対し市民活動の拠点の設置を働きかけ、協働で支援事業に取り組んでいきます。

**◆各主体を結ぶ出会いの場の創出◆（拡充）**

市民活動団体同士や他の主体が出会い、交流、連携・協働する関係をつくるため、さまざまな主体が出会う場づくりを行います。

**◆中間支援機能の強化◆（拡充）**

中間支援組織が、市民活動団体や協働のパートナーの連携・協働が進むよう、それぞれの主体を引き合わせるコーディネーター的な立場で、情報提供、人材育成、活動相談などの役割を受け持つことができるよう市民活動に関するポータルサイトによる情報提供をはじめ、人材の育成などの支援を行います。

**◆協働事業の推進◆（拡充）**

協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体と協働のパートナーが役割分担をしながら相乗効果を発揮して実施する協働事業について、既存事業の定期的な見直しと新たな協働事業の検討を図ります。

**2. 市民活動促進施策の取り組みにあたって**

本方針では、市民活動団体と協働のパートナーの現状や課題分析から、それぞれが、連携・協働しながら、今後10年間に市民活動を活性化するための方向性を示しました。

今後は、第4章で定めた市民活動の促進を通じて実現する10年先のまちの姿をめざし、具体的な施策を実施していきます。

また、事務事業ごとに計画立案（PLAN）、事業推進（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）からなるPDCAマネジメントサイクルでの事業検証を行い、事務改善を行ってまいります。

なお、市民活動団体と協働のパートナーの取り組みについては、定期的に実態調査などを実施し、状況把握を行っていきます。



## 參考資料編

## 1. 改正の経過

時 期	内 容
平成 27 年 6 月	堺市N P O法人活動アンケート調査を実施（6/8～7/15）
11 月	市民活動に関する職員アンケートを実施(11/11～11/30)
	第 1 回堺市市民活動活性化(促進)に関する基本方針懇話会を実施（11/ 17）
	関係団体へのヒアリング調査を実施（11/20～12/ 8）
12 月	第 2 回堺市市民活動活性化(促進)に関する基本方針懇話会を実施（12/16）
	庁内照会を実施(12/22～1/6)
平成 28 年 1 月	第 3 回堺市市民活動活性化(促進)に関する基本方針懇話会を実施（1/19）
	議会へ改正（案）を説明
	庁議（1/26）
2 月	パブリックコメント(2/10～3/9)
5 月	平成 28 年第 2 回市議会

## 2. 堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針懇話会

本方針改正(案)について、検討を行うために堺市市民活動活性化(促進)に関する基本方針懇話会を設置し、広く有識者などからのご意見をいただきました。

### ◆堺市市民活動活性化(促進)に関する基本方針懇話会委員(50 音順・敬称略)

	氏 名	役 職 等
	岡田 知也	株式会社池田泉州銀行 リレーション推進部 地域創生室 室長
座長	西田 正宏	大阪府立大学 地域連携研究機構 教授
	早瀬 昇	認定特定非営利活動法人日本N P Oセンター代表理事
	寶楽 まゆみ	特定非営利活動法人 S E I N 代表理事
	増田 たくみ	株式会社さかい新事業創造センター インキュベーションマネージャー
副座長	松村 昭雄	堺市自治連合協議会 副会長兼会計
	松本 由美子	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹

### 3. 市民活動団体及び協働のパートナーへのヒアリング結果

#### 1 調査目的

堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針改正にあたり、市民活動団体及び企業、地域金融機関、大学の市民活動の活性化に向けた意識を調査することを目的とする。

#### 2 調査対象

市民活動団体、企業、地域金融機関、大学のうち、以下の15団体を抽出し、訪問によるヒアリング調査を実施した。

NO	主体	ヒアリング対象者
1	市民活動団体	保健・医療・福祉分野
2		まちづくり分野
3		子ども健全育成分野
4		文化・芸術・スポーツ分野
5		国際交流系ボランティア団体
6		ボランティア団体統括団体
7		A 校区自治連合会長
8		B 校区自治連合会長
9	企業	福祉サービス事業者
10		金属機械加工、自然エネルギー設備工事事業者
11		建設設計事業者
12	地域金融機関	地域金融機関
13		政府系金融機関
14	大学	私立大学
15		公立大学法人

#### 3 調査期間

平成27年11月20日（金）～12月8日（火）

#### 4 主な調査項目

##### （1）市民活動団体（NPO法人、ボランティア団体、地縁組織）向けの調査項目

- ・ 団体自身の市民活動の現状・課題について
- ・ 市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について
- ・ 団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

##### （2）協働のパートナー（企業、地域金融機関、大学）向けの調査項目

- ・ 団体自身の市民活動の現状・課題について
- ・ 市民活動団体との相互関係について
- ・ 市民活動団体との連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

## 5 市民活動団体（NPO 法人）のヒアリング調査結果

### （1）NPO 法人（保健・医療・福祉分野）

＜事業概要＞

平成 23 年 11 月に設立。企業や市民、市民活動団体などから寄贈された食糧、食品を生活困窮者、生活困窮者を支援する団体などへ供給する。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・人材については、現在常勤 2 人、週 3 回 1 人、週 1 回 1 人のスタッフと、20 人の登録ボランティアで運営しているが、常勤スタッフがやや不足しており、企業や市民への広報活動に限界がある。
- ・資金については、会費、寄附金（主に団体からの寄附金）と民間助成財団の助成金により運営している。食糧、食品を提供してくれる企業や金融機関からの寄附金や助成金、懸賞金を希望している。また、行政からボランティア団体を含む NPO に対して、何らかの財政的支援を講じてほしい。例えば、多くの民間助成では人件費や間接費用を助成対象外としているが、この部分を補助してほしい。また、助成金の支払いが「後払い」になっていることがあり、その間のつなぎ資金の支援をしてほしい。
- ・食糧、食品の調達について、本社の決裁がないと大阪の事業所では協力を得られないことが多い。経営者が事業の趣旨に賛同するとスピーディーに協力を得られる。

#### ◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

○市民活動団体との連携状況

- ・生活困窮者を支援する他の市民活動団体から食糧、食品の提供を受けている。
- ・地縁組織との連携はない。

○企業との連携状況

- ・55 の企業から食糧、食品の提供を受けている。
- ・活動当初は、商工会議所や人権に関する研究会に参加する企業団体の協力を得て、本事業の説明会を開催し、食糧、食品を提供する企業を開拓してきた。

○地域金融機関との連携状況

- ・特に連携はない。

○市民との連携状況

- ・50 人以上の市民から消費期限、保存期間が期近の食糧、食品の提供を受けている。
- ・配送のボランティアとして、市民 50 人の協力を得ている。

○大学との連携状況

- ・大学と組織的な連携はないが、大学生が延べ 15 人以上、ボランティアとして参加している。

○行政との連携状況

- ・特に連携はない。

○提供できる資源など

- ・地域に発生している環境問題（廃棄物処理、食品リサイクル）、福祉問題（生活困窮者問題）そして企業経営（産業廃棄物処理コストの削減）に寄与することができる。
- ・事業活動に参加することで、環境問題、福祉問題、食糧、食品の流通（ロジスティック）の仕組みを理解することができる。

#### ◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・地縁組織や企業と NPO 法人を「つなぐ」場や機会を提供してほしい。

## (2) NPO 法人（まちづくり分野）

### <事業概要>

平成 13 年 9 月に設立。本部が東京にある全国的な NPO 法人。主に地域福祉に係る事業活動を開している。

ヒアリング対象は、堺市東部において非常に高齢者世帯の多い団地内に設置された事業所である。

### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・人材については、現在 1 名のみ事業所に常駐しているが、資金制約があり職員を増やすことはできない。事業の継続には、地域住民や学生のマンパワーが必要不可欠である。

- ・資金については、市の委託事業（1 年半）が終了したため、現在は会費と事業収入（利用料、参加料など）、法人からの資金助成などで運営している。

民間助成財団の助成金の応募も検討したが、資金使途や助成期間に制限があり、安定した財源とはなり難い。市の方針に沿う事業活動、団体であれば複数年度の事業補助（資金支援など）をしていただけないとありがたく、また、自立に向かう新たな仕事おこしを独自におこなっていくことが不可欠だと考える。

### ◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

#### ○市民活動団体との連携状況

- ・校区の自治会と連携している。具体的には、自団体の活動（サロンなど）の広報、自治会主催の活動の広報、マンパワー提供などである。
- ・NPO 法人との連携は現在のところ特にない。近隣の大学及び学生主体のボランティア団体との連携は深い。

#### ○企業との連携状況

- ・現在はないが、団地内の商店との連携を模索中である。具体的には商店まで買物に行けない方を対象に、商店と連携して配達サービスを実施したい。

#### ○地域金融機関との連携状況

- ・特に連携はない。

#### ○市民との連携状況

- ・地域住民（個人）のほか、団体のミッションに賛同する方を会員として事業活動の企画、運営に参加していただいている。また、イベント実施時には寄附をいただくこともある。

#### ○大学との連携状況

- ・社会科学系学部の教員、ボランティアセンターとの連携が深い。教員が事業活動の企画段階から参加してくれる。また、学生がサロンやイベントの企画運営に参加している。

#### ○行政との連携状況

- ・市が募集した協働事業において、担当課と協働で事業を行った。現在も引き続き連携し、事業を行っている。

#### ○提供できる資源など

- ・事業の企画運営をするスタッフ人材や、事業活動を実施する場所を提供することができる。また、全国にネットワークを持っているので、他地域の実践事例情報を提供できる。

### ◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・行政が地域活動の多くの主体と一緒にになって地域課題の解決策を検討する場をつくってほしい。自団体が地域懇話会のようなものを開催する際に、行政からも各主体へ呼びかけていただくと信用力があるため、より多くの主体が参集しやすいと考える。

### (3) NPO 法人（子ども健全育成分野）

＜事業概要＞

平成 9 年に当事者によるボランティア組織として設立。平成 17 年に N P O 法人化。  
主に障害児の福祉、学習支援を行う N P O 法人。

◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・人材については、事業分野毎（福祉制度に則った事業及び自主事業）に常勤、非常勤スタッフを雇用している。基本的には福祉制度で提供できないサービスを開発、供給することが団体のミッションであるが、収入の面からは福祉制度に則った事業を展開していかないといけない。しかし、人材が福祉制度の事業の運営で使われてしまうので、なかなか独自の事業開発、供給は難しい。
- ・資金については、事業収入が主体である。また、設備投資などのため、政府系金融機関から資金調達をしている。

◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

○市民活動団体との連携状況

- ・地縁組織から依頼があれば、地域のまつりなどに協力をしているが、当団体から地縁組織に協力依頼はしていない。
- ・母子世帯支援の N P O 法人などと、必要に応じて連携している。

○企業との連携状況

- ・装具、介助機器のテスト、当事者及び家族のニーズの提供などで、福祉機器メーカー（複数）との連携がある。共同で商品開発もしている。
- ・企業との連携、協働は相互が同じミッションであれば比較的うまくいく。ただ、景気動向などの要因で企業側が福祉機器の開発優先度を下げてしまうことがあり、連携、協働が停滞することがある。

○地域金融機関との連携状況

- ・政府系金融機関から融資を受けた。他の地域金融機関との連携はない。

○市民との連携状況

- ・準会員として 140 人が参加している。また、事業活動の利用者は登録ベースで 500 人以上である。
- ・イベント実施時には寄附（金銭及び物品）をいただいている。

○大学との連携状況

- ・調査研究の場として協力し、その調査結果を提供していただいている。また、アンケート調査票作成時のアドバイス（設問の表現方法など）をしている。
- ・教育面では学生の卒業研究へ協力している。

○行政との連携状況

- ・大学との連携と同様に、調査研究の場として協力し、その調査結果を提供していただいている。また、アンケート調査票作成時のアドバイス（設問の表現方法など）をしている。

○団体が提供できる資源など

- ・障害児のケアに関する知識、実践から得た知恵、技術を提供できる。

◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の

向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・福祉分野の市民活動団体、企業などに限定せず、異分野の市民活動団体、企業などとの連携や協働が大事であると考えている。自団体が他の団体と連携・協働するために、そのよ

うな場を設けることは、人的資源、資金面で制約があり、実現できないので、異分野の市民活動団体、企業などと出会う場をつくってほしい。

#### （4）NPO 法人（文化・芸術・スポーツ分野）

##### ＜事業概要＞

平成 17 年に堺市内の体育館でスポーツ指導員をしていた教員を構成員として、子どもから高齢の方まで、運動の楽しさを学ぶ機会を提供することをミッションとして設立。平成 20 年に NPO 法人化。

##### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- 人材については、収入面の制約から、常勤職員を置くことができていない。他の仕事と掛け持ちしているので、急なスケジュール変更などの対応は困難である。  
人員不足のため、運動指導や企画立案が得意な人が会計をせざるを得ず、会計部分を外部へ委託するべきか悩んでいる。
- 資金については、事業収入、寄附金が主なものである。

##### ◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

- 市民活動団体との連携状況
  - ・地縁組織とは、行政から受託している介護予防教室を通じて、また、地縁組織が行う子育て支援活動で連携している。
  - ・NPO 法人とは、子育て支援を行う NPO 法人、障害児支援の NPO 法人の運動指導で連携している。
- 企業との連携状況
  - ・スポーツイベントを実施する際に「協賛」というかたちで複数の企業と連携している。今後は、自団体の専門である運動指導で企業との連携を進めていきたい。現在、複数の企業から打診がある。
- 地域金融機関との連携状況
  - ・特に連携はない。
- 市民との連携状況
  - ・自団体の事業活動に参加していただきしており、年 1 回、寄附をお願いしている。
- 大学との連携状況
  - ・夏季に実施するスポーツイベントで、学生のボランティアをお願いしている。教員との連携はあまりない。
- 行政との連携状況
  - ・介護予防教室を受託している関係で市との連携がある。
- 団体が提供できる資源など
  - ・運動指導に関する知識や技術を提供できる。また、スポーツイベントの企画、運営も提供できる。ただ、無償では提供できない。

##### ◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・NPO に対する誤解をなくしてほしい。

#### 7 市民活動団体（ボランティア団体）のヒアリング調査結果

##### （1）国際交流系ボランティア団体

##### ＜事業概要＞

市民による草の根の国際交流に関する事業を行うことにより、さまざまな文化や歴史を持つ民族間の相互理解を図り、豊かな国際社会の実現に貢献することを目的とし活動している。

◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・人材、資金とも現時点では特に課題はない。

◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

○地縁組織との連携状況

- ・当団体はテーマ型活動のため、地縁組織との日常的な連携はないが、盆踊りや秋祭りなどへの在住外国人や留学生の招待はある。日本文化の体験や日本での思い出となりありがたい。

○NPO 法人、ボランティア団体との連携状況

- ・現時点ではない

○地域金融機関との連携状況

- ・現時点ではない

○企業との連携状況

- ・過去に、企業の CSR 部署から多大な支援があった。また、企業協賛を回る際のアドバイスをいただいた。その企業から、外国文化紹介の講師派遣依頼及び講師謝礼の提供もあった。現在は、企業との連携は特にない。

○大学との連携状況

- ・設立当初から大学とのつながりがあり、留学生イベントのコーディネートなどを実施している。また、平成 23 年頃から、大学からの委託で、留学生のための日本語教室を運営している。

○行政との連携状況

- ・堺市には国際交流協会がないため、設立当初市との連携は難しかったが、大阪府や文化庁などの支援を得、堺市に日本語教室運営団体に対する助成事業や日本語教師養成講座などを提言、実現化に至った。現在も毎年堺市から助成を受けて日本語教室を開講している。また堺市や堺市内の学校から国際理解教育や多国籍料理教室、人権セミナーの講師派遣依頼を受け実施したことがある。

○団体が提供できる資源など

- ・これまでの実績と経験から、国際交流系のバザーやイベントの運営が得意である。また、サポートした外国人との帰国後のネットワークや、現在日本にいる留学生を中心とした外国人のネットワークがある。それらの人材を講師として派遣することも可能である（多国籍料理教室、多文化理解のための講演など）。メンバー内に日本語講師の資格を持つ者も多数おり、人材は豊富である。ただし、パートナーのボランティア活動への理解が連携、協働の前提である。

◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の

向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・行政による、連携や協働に関する支援施策については特に希望はないが、活動拠点である公民館の使用について、国際交流の視点での協力は必須である。

## （2）ボランティア団体（統括団体）

＜事業概要＞

堺市内に拠点をおくボランティアグループの連絡、調整機能をもち、約 240 グループの登録を有する団体。平成 20 年度より各区に連絡会を設置している。

◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・人材については、高齢化を背景に解散するグループもでているが、高齢になつても元気に活動されている方も多い。

- ・新たな担い手の確保については、定年を迎えて経済的にも時間的にも余裕がある元気なシニア層を新たなボランティアの担い手として考えており、参加への呼びかけを行っている。
- ・資金については、補助金などを活用している。

#### ◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

##### ○地縁組織との連携状況

- ・校区福祉委員会などとの連携がある。
- ・全市 93 校区に 48 グループの地縁グループがあり、団体に参加している。
- ・平成 27 年度に堺区で実施したイベントでは、校区自治連合会の支援（広報支援）を受けた。

##### ○NPO 法人、ボランティア団体との連携状況

- ・団体としては、市民活動支援 NPO 法人との連携は現時点ではない。
- ・団体の中には任意団体やボランティアグループから N P O 法人になったグループも参加している。

##### ○企業との連携状況

- ・イベントを実施した際に、商店街組合からイベント開催場所の利用調整をしていただき、場所を確保できた。
- ・社会福祉法人堺市社会福祉協議会とは密接に連携、協働している。

##### ○地域金融機関との連携状況

- ・先述したイベントを実施した際に、地域金融機関からイベント用団扇、寄附金をいただいた。

##### ○市民との連携状況

- ・先述のイベント開催時に約 2,200 人の市民に参加いただいた。また、各区ふれあいまつりに参加して、市民へ堺市内のボランティアの状況などの啓発や情報提供をおこない、ボランティア活動への参加を呼びかけている。

##### ○大学との連携状況

- ・団体としては、大学とは現時点ではない。
- ・大学の学生ボランティア団体が、当団体に加盟をしている。

##### ○行政との連携状況

- ・団体としては行政とは直接連携はしていない。堺市社会福祉協議会を介して連携をしている。

##### ○提供できる経営資源

- ・自発的な意思を持って行動する人材が資源である。ただし、連携、協働に際しては、ボランティアは本人の自由意志に基づくものであり、相手とは対等な立場で関わることを重視している。このことを理解していただくことによって、連携や協働が効果的に行われる。

#### ◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の

##### 向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・ボランティアに対する理解（自由意志に基づく、対等な立場で関わるなど）を持って、他の主体との連携や協働をすすめてほしい。

## 8 市民活動団体（地縁組織）のヒアリング調査結果

### （1）A 校区自治連合会長

#### <地域概要>

堺市西部にあり、校区内加入世帯数は約 1,400 世帯。戸建て住宅、集合住宅（団地、マンション）が混在する住宅地域である。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・新聞社へ勤務していた方に自治会の広報資料を作成してもらうなど、職能を地域活動に活かしている。

・戦前からの旧村を含んでおり、だんじりを持っている。現時点では他の地域からの応援がなくともだんじりを曳くことができている。また、納涼大会、校区交流フェスティバルなどのイベントを住民で運営できている。しかし、高齢化の進展で人口減少傾向にあり、自治会の役を担う人材が不足してきていることである。このため、1人が複数の委員を掛け持ちせざるを得ず、負担が大きくなっている。また委員になっていても実働できる人は限られており、イベントは運営できるが、平日の自治会活動、例えば小学生の通学見守り、青色防犯パトロール活動などを担う人材が不足している。

#### ◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

##### ○ボランティア、NPO 法人との連携状況

- ・地域住民が組織化したボランティア団体と生涯学習やイベント運営などで連携している。
- ・現時点では NPO 法人との連携はない。

##### ○企業との連携状況

- ・日本赤十字社とは救急救命訓練や避難所運営の説明などで連携がある。

##### ○地域金融機関との連携状況

- ・特に連携はない。

##### ○大学との連携状況

- ・大学とは堺市社会福祉協議会を通じて、太極拳の介護予防効果の調査に協力したことがある。  
また、他の大学とも認知症予防体操の試行で協力したことがある。

#### ◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・地域の高齢者福祉問題について、ボランティア団体などとの連携は考えたいが、無償では連携を継続できないと思う。特に専門的技術を提供してくれる場合は、一定の報酬が必要であると思う。ただ、自治会がそれを負担することは困難なので、行政からある程度の補助が受けられないかと思う。

### （2）B 校区自治連合会長

#### <地域概要>

堺市南部にあり、校区内加入世帯数は約 1,800 世帯。古くから続く住宅地と新興住宅が混在する住宅地域である。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・自治会の役員層は、無償で多様な考え方を持つ住民をまとめる力量を持っている。日々の自治会活動を通じて、そのような力量が形成されていると思う。
- ・どの地域も同じであろうが、高齢化の進展で人口減少傾向にあり、自治会の役を担う人材が不足してきている。今後、使命感を持って無償で引き受ける人が、どのくらい続くのかわからないが、いずれは有償化も検討していくかないと難しいのではないか。
- ・共助意識が希薄な住民が増えているため、住民が相互交流し、共助できる地域をどのようにして形成するか、そのための活動をどのように企画、実施していくかが課題である。

#### ◆市民活動を取り巻く協働のパートナーとの相互関係について

##### ○ボランティア、NPO 法人との連携状況

- ・特に連携はないが、今後必要となるのではないかと思う。
- ・一方、地縁組織とボランティア団体や NPO 法人がうまく連携しているケースと、対立まではいかないが、うまく連携していないケースがあるように思う。ボランティア団体、NPO 法人

が地域の事情をどれだけ理解し、相互交流できているかが、連携の成功のポイントであると思う。

- ・将来的に自治会自体がNPO法人化し、事業活動を展開して「お金」を生み出し、その「お金」を実働者へ対価として支払うことで、事業活動の展開に係るコストを負担し、事業や自治会の持続性を図ることが考えられる。20年後の地域の担い手は、われわれの時代と違って無償で事業活動、組織運営を担うことは難しいのではないか。

#### ○企業、地域金融機関、大学との連携状況

- ・現時点ではないが、今後必要となるのではないかと思う。

#### ○地縁組織と他の主体の連携のあり方について

- ・地域によって色々な考え方はあると思うが、地縁組織が他の団体と連携することは否定しない。ただし、地縁組織は、連携する団体の持つノウハウや専門性を学んで、自分でやっていくべきではないか。
- ・また、連携する際には、一過性のものではないこと、住民参加があること（すべて他団体がしてしまうのは良くない）が条件である。

### ◆団体と企業・金融機関・大学・行政との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（堺市）に望む支援施策について

- ・他の主体との連携については、行政が関与（仲介）してほしい。連携の要は行政であると思う。

## 9 企業のヒアリング調査結果

### （1）福祉サービス事業者

#### ＜事業概要＞

高齢者本人又は後見者に対して有料老人ホームの紹介を行う。同時に入居時の引越し、入居時の身元保証、通院介助など入居前後の生活支援サービス事業者の紹介を行う。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・平成26年に創業し、現在は本業に注力しており、特に地域活動などを展開していない。しかし、本業を通じて高齢者の虐待の問題、独居高齢者の生活問題などに直面することが多く、一度だけ公的な団体主催の講演会で報告したことがある。
- ・本業が軌道にのった後に、高齢者福祉問題に関する啓発活動などの社会貢献活動を展開したいと考えている。もともと創業者が体験した高齢者福祉問題を背景に起業した経緯もあり、高齢者福祉問題解決に関する事業活動を行うことは、当社のミッションに適うことである。

#### ◆市民活動団体との相互関係について

- ・現在は、市民活動団体との連携はないが、引越し、通院介助、家事援助について連携したいと考えている。
- ・当社が市民活動団体に提供できる資源は、法的サービス（成年後見や身元保証）、終活や後見に関する専門知識の提供である。
- ・市民活動団体と連携する際には、少なくとも市民活動団体が提供するサービスが「安心」「安全」であること、そしてそのサービスが「納得できる価格」であることが連携の条件となる。

#### ◆市民活動団体との連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

- ・できれば、分野毎で市民活動団体との出会いの場や、意見交換する場を設定してほしい。当社の場合は、特に高齢者福祉分野の市民活動団体と交流、意見交換を希望したい。これがで

きれば、新たな福祉施策、高齢者福祉ビジネス活動を創造、展開する契機となり、堺市をより充実した高齢者福祉のまちにすることができると思う。

## （2）金属機械加工、自然エネルギー設備工事事業者

### ＜事業概要＞

自然エネルギー発電施設の設計、機器製造、施工、コンサルティングを一貫して行う。技術者教育など社会的な事業も実施している。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・平成8年に、ヨーロッパ施策で環境政策、環境ビジネスの重要性を認識し、自然エネルギー発電に関する事業活動を始めた。本業で社会的課題解決の事業を展開しており、市民活動団体の側面も持っている。S P O（Social Profit Organization）を自称している。
- ・有償、採算性、収益性を重視して社会的課題解決をしている。

#### ◆市民活動団体との相互関係について

- ・複数の環境系、技術教育系のNPO法人の理事としてマネジメントに関与しており日本全国の環境系のNPOなどとの連携や協業をしているが、堺市内の市民活動団体とは、連携や協働はしていない。
- ・自社としては、環境分野の専門知識、技術を提供することができる。

#### ◆市民活動団体との連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

- ・堺市内にどのようなNPO法人があり、どのようなニーズがあり、自社と連携、協働できるかがわからない。行政で出会う機会を設けていただきたい。例えば、行政が泉北ニュータウンの活性化、エコタウン化のコンペを企画し、まちづくり系のN P Oと企業が連携、協働する機会を設けてほしい。

## （3）建築設計事業者

### ＜事業概要＞

泉北ニュータウンの活性化を目的に、リノベーション事業、地域活性化を目的とした活動を開いている。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

自社単独ではないが、泉北ニュータウン活性化のために、イベントを昨年から実施している。泉北地域で採れる農産物を材料として、団地の公園内でカレーをつくり住民に提供し、住民間交流に寄与している。

#### ◆市民活動団体との相互関係について

- ・地縁組織については、団地の自治会に役員として参加していた。それ以外の市民活動団体とは連携、協働はしていない。本業が忙しく、堺市内にどのような市民活動団体があるのか調べる余裕が今はない。
- ・自社は泉北ニュータウンの活性化を目的としており、同じ目的を持っているのであれば連携や協働ができると思う。
- ・自社としては、耐震性、断熱性を重視した設計が本業であり、建築設計の専門知識、技術を提供することができる。また、自分で自分の家を建築するセルフビルドのサポートをすることができる。

#### ◆市民活動団体との連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

- ・堺市内にどのようなNPO法人があるのか分からないので、ぜひ出会う場を提供してほしい。
- ・堺市のホームページを閲覧し、情報を収集することはあまりないので、回覧版をうまく使って、市民活動の情報を提供していただくと自然に情報が入るので、良いのではないか。

## 10 地域金融機関のヒアリング調査結果

### (1) 地域金融機関

<事業概要>

本店は大阪市内にあるが、堺市内に12支店を持つ地域金融機関  
資本金1兆1,977億円、預金高2兆432億円

◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・本店及び支店がCSR、地域活動を実施している。具体的には、環境（小学校への植樹など）や教育（中学生を対象とした職場体験、取引先への同行訪問などを通じた金融教育）のほか、地縁組織が実施するまつりへの協賛、マンパワー提供、地域住民のサークル活動（無報酬のものに限る）への会議室貸与などがあげられる。

◆市民活動団体との相互関係について

- ・本業である融資について、NPO法人に対して現在（平成27年11月調査時点）、10件の運転資金を融資している。
- ・NPO法人への融資の審査基準は一般企業と同じ基準である。
- ・一般企業と異なる審査のポイントとして、NPO法人の場合は、代表者（理事層）が実務、事業を担っていないケースが多いので、経営の意志決定のあり方、経営の責任の所在などに注視している。
- ・NPO法人、ボランティア団体に対する助成や寄附は実施していない。
- ・本業である融資については現状どおり、審査条件にあれば融資に応じる。また現状もそうであるが経営相談には応じる。
- ・助成や寄附については対象先を審査することが難しい。
- ・広報支援については金融機関側の判断で支援することは可能である。ただし、公共性が高いものなどの条件がある。
- ・会議室の貸与については、現状どおり対価性を伴うもの、有償のもの、公共性に乏しいものについてはお断りしている（会議室を貸すことを業としていないし、公共性の高い金融機関の会議室・施設で私益を追求する事業活動を実施することは許されない。）。
- ・市民活動団体に限らず、金融機関が特定の個人、団体に便宜を図ることはできないので、（連携に関しては）公共性が高いなどの条件を付けざるを得ない。

◆市民活動団体との連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

- ・市民活動団体との連携については、行政が仲立ちしていただくことが望ましい。行政が主体となって動かないと、金融機関が独自に個別の市民活動団体と連携することは難しい。

### (2) 政府系金融機関

<事業概要>

本店は、東京、堺市内に1支店を持つ政府系金融機関  
NPO法人、ソーシャルビジネス事業者を対象とした金融商品を持つ。

◆団体自身の市民活動の現状・課題について

職員個人が、何らかの地域活動に関与していることは考えられるが、特に本業(金融)以外の分野で支店が地域活動には関与していない。

#### ◆市民活動団体との相互関係について

##### ○現状について

- ・ソーシャルビジネスに対する融資については、平成 27 年 4 月～10 月までの実績が 66 件 351 百万円であった。このうち、NPO 法人への融資は 10 件 21 百万円であり、昨年に比べて件数は増加している。
- ・経営者の経営能力や資質、事業の強みや弱み、継続性及び将来性などを調査し、融資判断を行っている。
- ・融資以外の連携については、堺市内の NPO 中間支援組織と平成 27 年 10 月にソーシャルビジネスをテーマとしたセミナーを開催した。
- ・現時点で地縁組織、ボランティア団体との連携はない。

##### ○今後について

- ・政策金融機関として、政府の成長戦略に基づき、成長分野であるソーシャルビジネスの支援を重点的に取り組む。
- ・融資以外では、財務診断サービス、セミナーや WEB を通じた情報の提供、団体の広報支援などが考えられる。また金融教育も実施可能である。
- ・全国的にソーシャルビジネスを支援するネットワークを構築しており、堺市内においても中間支援組織などの連携により、その構築を検討している。

#### ◆市民活動団体との連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

- ・企業、NPO 法人と金融機関が出会う場を提供してほしい。これにより、企業と NPO 法人による協働事業を生む機会となり、その実現に向けた支援を、金融機関が提供できる。
- ・行政が持つ堺市内の NPO 法人や、ソーシャルビジネス事業者の情報を提供していただきたい。
- ・行政と連携して NPO 法人やソーシャルビジネス事業者を対象としたセミナーを企画、実施したい。行政主催のセミナーであると広範な NPO 法人、事業者を参集させることができる。
- ・行政（市）や支援機関など（中間支援組織を含む）と連携してソーシャルビジネスを支援するネットワークの構築に行政（市）の協力をいただきたい。

## 11 大学のヒアリング調査結果

### （1）私立大学

#### ＜大学概要＞

大阪府内に複数のキャンパスを保有する私立の総合大学。堺市内にもキャンパスを保有し、堺市と包括協定を締結している。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

##### 【社会連携グループ】

- ・地域貢献という観点では、大学の地域連携部署が行うもの、ボランティア部署が行うもの、及び大学の教員、学生が行うものに大別される。
- ・地域連携部署が行うものは、産学連携のほか、教育研究の一貫で教員や学生が、地域住民とともに地域の諸課題解決に取り組んでいるものもある。平成 27 年 4 月から 11 月までに、市民活動団体より 20～30 件の相談依頼があり、実際に学生などが現地に赴くのが 10 件程度、一定の教育研究成果が得られるものは 1 件程度である。

- ・市民活動団体からの相談が「若い人に来てほしい」といった内容で、地域課題が明確でない場合が多く、大学として必ずしも具体的な取り組みに発展させられる段階でないものも多い。

#### 【ボランティア活動支援グループ】

- ・ボランティア活動支援グループでは、メールマガジンなどを活用した「情報提供」や、活動内容の多様化に対応した「個別相談」などの支援を実施している。さらに、ボランティアに携わる学生の関心が多様化しているので、それに対応した支援体制の拡充を検討している。
- ・学生ボランティアの募集依頼については、市民活動団体から相談があった場合、職員や学生スタッフが現地を訪問したり、提出された書類を精査することで、「公益性・公共性が高い」「営利を目的としない」「安全性が高い」「受け入れた学生に対し教育的配慮を伴う」などの条件に適うかを判断し、募集を行っている。
- ・毎年300件程度の依頼があり、そのうち150件程度が条件に適い、募集を行っている。
- ・学生のボランティア派遣の際には、受け入れ団体に対し交通費の支給や、食事代負担の有無について確認している。

#### ◆市民活動団体との相互関係について

##### 【社会連携グループ】

- ・現時点では、大学と連携・協働した事例は、自治体から調査研究を受託し、その一貫でNPO法人へ業務委託をした事例など限定的である。多くは大学の教員がその研究の一環で調査研究費を獲得し、個別に市民活動団体と連携、協働しているように思う。
- ・大学の施設利用については、現在は資格試験を行う行政・団体などに限って教室を有償貸与している。ただし、利用目的に公益性があり、且つ教育研究に適うものであれば別途相談のうえ、その都度貸与を検討している。
- ・市との協定で図書館を市民に開放しているキャンパスもある。行政が関与し、教育研究に適い、公共的なものであれば、市民活動団体への施設貸与できる可能性はあるかもしれない。

##### 【ボランティア活動支援グループ】

- ・学生ボランティアについては、地域おこしや地域でのイベント（祭りなど）、環境保全に係る活動、また長期休暇期間を利用した子どものキャンプサポートなどに人気があり、大勢の学生が参加している。専門的な知識や技量が必要なボランティアについては紹介していない。

#### ◆大学と市民活動団体との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

##### 【社会連携グループ】

- ・市民活動団体と大学の連携、協働を促進する財政的な支援を期待したい。

##### 【ボランティア活動支援グループ】

- ・学生ボランティアについては、行政が市民活動団体からのボランティア要請の情報を提供していただけないと良い。

## 2) 公立大学法人

### <大学概要>

大阪府内に複数のキャンパスを保有する公立総合大学。堺市内に主要なキャンパスを保有し、堺市と包括協定を締結している。

#### ◆団体自身の市民活動の現状・課題について

- ・公立大学の地域貢献として、教育や研究の成果を専門的知識や技術の提供などで積極的に行っている。理系部局が大きく、特に中小企業への技術支援などは実績も多い。
- ・教育については、公開講座など生涯教育のプログラムを多数（約 100 講座）を持っており、中でも「関西経済論（全 15 回）」の講義には、毎回一般市民が約 1,000 人受講している。
- ・キャンパスや施設を市民に開放するプログラムを持っており、毎年 4 月頃に実施する学内イベントには、約 4,500 人の市民が来場し、環境学習や出展を行っている。
- ・学生ボランティアについては、ボランティアセンターを設置しており、依頼元とボランティアのコーディネートを行っている。年間 100 件ほど依頼があり、マッチングできるのは 60 件程度である。
  - ・現在、学生ボランティア組織のあり方について見直しを行っている。具体的には組織整備が必要であるため、専任の職員を配置してコーディネート機能を向上させることなどを検討している。また、現在は福祉分野、及びイベント関連のボランティアが多いが、海外や学習支援など新たなボランティアプログラムの実施を検討したい。

#### ◆市民活動団体との相互関係について

- ・教員や学生が教育研究で、それぞれ直接的に市民活動団体と関わっているのが現状である。個々の市民活動団体との連携については多様かつ膨大な件数があり、生涯学習などについては把握できているが、それ以外については十分把握できていない。
- ・学生ボランティアについては、障害者支援、災害支援のボランティアに人気がある。また、複数の大学が関わっているプログラムも人気がある。一方、依頼側で支援内容が細かく決められているものについては人気がなく、ある程度自分たちで支援の内容や方法についてアイデアを出せる方が、やりがいがあるという声が多い。また、試験期間中や就職活動時期のマッチングは難しい。
- ・大学で研究されている専門的知識や技術について、市民活動団体がセミナーなどへの講師派遣を希望するのであれば、教員の出前講義が有償で利用できる。
- ・運動場や体育館については、月 1 回程度の開放日があるので、スポーツ団体などの市民活動団体も利用できる。教室については個別対応となるが、販売活動など収益事業を伴わない活動であれば地域住民にも有償貸与できる。

#### ◆大学と市民活動団体との間における連携・協働の促進、そして相互支援の向上を導くために、行政（市）に望む支援施策について

- ・市民活動団体だけでなく、行政、企業、地域金融機関、市民などの多様な主体と連携・協働したいと考えているが、学生や教職員も時間的余裕がなく、また、大学として十分な予算措置をすることは難しいので、行政より、それを促進するための財政的な支援を期待したい。